

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 ガス小売事業</p> <p>第一節 事業の登録（第六条―第十二条）</p> <p>第二節 業務（第十三条―第二十条）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款 技術上の基準への適合等（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第二款 自主的な保安（第二十四条―第三十八条）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第三十九条―第五十一条）</p> <p>第三章 ガス導管事業</p> <p>第一節 一般ガス導管事業</p> <p>第一款 事業の許可（第五十二条―第六十三条）</p> <p>第二款 業務（第六十四条―第八十八条）</p> <p>第三款 ガス工作物</p> <p>第一目 技術上の基準への適合等（第八十九条―第九十一条）</p> <p>第二目 自主的な保安（第九十二条―第九十六条）</p> <p>第三目 工事計画及び検査（第九十七条―第一百十条）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 一般ガス事業</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第一節 事業の許可（第五条―第十七条）</p> <p>第二節 業務（第十八条―第二十八条）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款 技術基準への適合等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第二款 自主的な保安（第三十一条―第四十五条）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第四十六条―第五十七条の三）</p> <p>第四款 指定試験機関（第五十八条―第七十二条）</p> <p>第五款 登録ガス工作物検査機関（第七十二条の二―第七</p>

(削る)

第二節 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出(第百十一条―第百十七条)

第二款 業務(第百十八条―第百三十条)

第三款 ガス工作物に係る規定の準用(第百三十一条)

第三節 導管の接続に係る努力義務等(第百三十二条―百三十四)

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出(第百三十五条―第百三十七条)

第二節 業務(第百三十八条―第百四十七条)

第三節 ガス工作物

第一款 自主的な保安(第百四十八条―第百五十二条)

第二款 工事計画及び検査(第百五十三条―第百六十六条)

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業(第百六十七条―第百六十九条)

(削る)

(削る)

(削る)

第六章 あつせん及び仲裁(第百七十条)

第七章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関(第百七十一条―第百八十五条)

第二節 登録ガス工作物検査機関(第百八十六条―第百九十六条)

十二条の十二)

第三章 簡易ガス事業(第七十三条―第九十六条の二)

第四章 ガス導管事業(第九十七条―第九十七条の八)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五章 一般ガス事業、簡易ガス事業及びガス導管事業以外のガスの供給等の事業

第一節 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口ガス事業(第九十八条・第九十九条)

第二節 ガス事業以外のガスの供給等の事業(第百条―第百五条)

第三節 あつせん及び仲裁(第百五条の二)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第六章 雑則(第百六条―第百二十一条)

第八章 雑則（第九十七條―第二百十九條）
附則

（定義）

第一條（略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五（略）

六 「移動式ガス発生設備」とは、導管等の工事を行つた場合及び災害その他非常の場合に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であつて、告示で定める方法により算出した貯蔵能力（以下単に「貯蔵能力」という。）が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は零キログラムを超え一万キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は零立方メートルを超え一万立方メートル未満であるものをいう。

七 「大口供給」とは、次のいずれにも適合する小売供給をいう。

イ 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量（二年以上継続するガスの供給を約した場合における一年目の年間のガス供給量にあつては、二年目以降の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧

附則

（定義）

第一條（略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五（略）

六 「移動式ガス発生設備」とは、熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A、一二A、六A、五C、L一、L二又はL三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）を実施した場合、導管等の工事を行つた場合及び災害その他非常の場合に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であつて、告示で定める方法により算出した貯蔵能力（以下単に「貯蔵能力」という。）が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は零キログラムを超え一万キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は零立方メートルを超え一万立方メートル未満であるものをいう。

（新設）

で十立方メートル以上供給するものに相当する量（以下この号及び第四条第一項第四号において「基準量」という。）である場合に限り、一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したものとすることができる。）が、基準量であること。

ロ イのガスの供給を二年以上行っている場合であつて、ガスの使用者が至近の二年度において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由無く基準量に達しなかつたものでないこと。

八 「特定導管」とは、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、十二A又は十三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる十二A又は十三Aのガスグループをいう。以下同じ。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの（当該導管と一体として運用されるものを含む。この号において同じ。）

ロ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの

ハ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートル

（新設）

を超えるもの
二 一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内における一般ガス導管事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するもの及びイからハまでに掲げるものを除く。）

（削る）

（申請書等の提出部数等）

第二条 ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。ただし、次に掲げる申請又は届出に係る書類については、正本一通及び写し一通を提出することとする。

一 法第三条の許可の申請

二 法第三十七条の二の許可の申請

三 法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第一項の許可の申請

四 法第三十七条の七第一項において準用する法第九条第一項の届出

五 法第三十七条の七第一項において準用する法第十条第一項又は第二項の認可の申請

2 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に一部提出しなければならない。

一 法第三条の許可の申請	供給区域を管轄する経済産業局長
二 法第六条第二項第三号の事項の変更	経済産業局長

<p>更に係る第八条第一項の許可の申請</p> <p>三 法第六条第二項第四号の事項の変更に係る第九条第一項の届出</p> <p>四 法第九条第二項の届出</p> <p>五 法第十条第一項又は第二項の認可の申請</p> <p>六 法第十三条第一項の許可又は第二項の認可の申請</p> <p>七 法第十七条第一項の認可の申請</p> <p>八 法第十七条第四項の届出</p> <p>九 法第十七条第七項の届出</p> <p>十 法第十七条第十二項の届出</p> <p>十一 法第二十五条第一項又は第二項の届出</p> <p>十二 法第三十六条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の届出</p>	<p>ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>3 経済産業局長及び産業保安監督部長に対し次に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類を供給区域、供給地点又は特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長に提出することとする。</p> <p>一 法第三十七条の二の許可の申請</p> <p>二 法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第一項の許可の申請</p> <p>三 法第三十七条の七第一項において準用する法第九条第一項又は第二項の届出</p>	

(削る)

- 四 法第三十七条の七第一項において準用する法第十条第一項又は第二項の認可の申請
- 五 法第三十七条の七第一項において準用する法第十一条第二項の届出
- 六 法第三十七条の七第一項において準用する法第十三条第二項の許可の申請
- 七 法第三十七条の七第一項において準用する法第十三条第二項の認可の申請
- 八 法第四十四条第二項後段の裁定の申請

(特定導管)

- 第二条の二 法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管は、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、一・二A又は一・三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一・二A又は一・三Aのガスグループをいう。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のとおりとする。
- 一 内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下この条において「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの（当該導管と一体として運用されるものを含む。次号及び第三号において同じ。）
 - 二 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの
 - 三 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が

○・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えるもの

(大口供給)

第三条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

二 当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかつた場合には、ガスの使用者が大口基準未達補償料をガスの供給者に支払う旨を約していること。

三 第一号のガスの供給を三年以上行つている場合であつて、ガスの使用者が至近の三年において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく同号に定める量に達しなかつたものでないこと。

2 二年以上継続するガスの供給を約した場合の一年目のガス供給量に対する前項第一号の適用については、二年目以降に供給することを約した年間のガス供給量が同号に適合する場合に限り、同号中「年間のガス供給量」とあるのは、「一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したもの」とすることができる。

3 第一項第二号の大口基準未達補償料は、十万立方メートルのガスの量から実際の年間ガス供給量を減じたものに、ガス料金のうちガス供給量に応じて算定した料金の年間の総額（次項において「年間のガス料金総額」という。）を実際の年間ガス供給量で除したものを掛けて得られる金額以上でなければならぬ

(削る)

(削る)

(託送供給)

第二条 法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動の範囲とする。

2 法第二条第四項第二号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスの需要の量の変動の範囲とする。

い。

4 第二項の規定により第一項第一号を読み替えて適用した場合の前項の適用については、「実際の年間ガス供給量」とあるのは「実際の一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したものと」、「年間のガス料金総額」とあるのは「当該一年目の後半六月間のガス料金総額を二倍したもの」とする。

(密接な関係)

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める関係は、生産工程、資本関係、人的関係等におけるものとする。

(託送供給)

第四条の二 法第二条第十二項に規定する経済産業省令で定める範囲は、ガス事業者がガスを供給する事業を営む他の者から現に受け入れた一時間当たりのガスの量に対する当該ガスの量から当該ガス事業者が当該他の者に対して現に供給した一時間当たりのガスの量を差し引いた量の割合が十パーセントとする。

2 ガス事業者がガスを供給する事業を営む他の者に対して行うガスの供給が、当該ガスの供給に係る導管によりガスの供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないものであつて、次の各号のいずれかに掲げるものである場合の前項の規定の適用については、同項中「当該他の者に対して現に供給した一時間当たりのガスの量」とあるのは、「当該他の者と供給を約した一時間当たりのガスの量」とすることができる。

一 大口供給(一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で、十立方メートル以上百立方メートル未満供給するものに相当する量であるものに限る。)

(一般ガス導管事業に該当しない導管の要件)

第三条 法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一 十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するガスを供給する導管

二 特定ガス発生設備において発生させたガスを供給する導管
(前号に掲げるものを除く。)

(特定ガス導管事業に該当しない導管の要件)

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一 メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管

二 メタンを主成分とするガス(十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。)を供給する導管

三 メタンを主成分とするガス(十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。)を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管

ロ 内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ハ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ニ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力

二 低圧によるガスの供給

(新設)

(新設)

が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの

四 基準量に達しない量のガスを供給地点において供給する導管

2 次の各号に掲げる導管は、前項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

一 前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管

二 一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内におけるその事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するものを除く。）

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条 法第二条第九項の経済産業省令で定める要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているものをいう。

第二章 ガス小売事業

第一節 事業の登録

（ガス小売事業の登録申請）

第六条 法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第四条第一項第三号口の経済産業省令で定める導管は、申請者が維持し、及び運用する導管のうち主要な導管とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 3 | 法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 | 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 二 | その行うガス小売事業以外の事業の概要
- 4 | 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 | 法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
 - 二 | 様式第二のガス小売事業遂行体制説明書
 - 三 | 様式第三の苦情等処理体制説明書
 - 四 | 申請者が法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合にあつては、供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
 - 五 | 申請者がガス工作物を維持し、及び運用しようとする場合にあつては、小売供給を行おうとする地域ごとに次の書類
 - イ | ガス工作物の設置の状況を記載した図面
 - ロ | 主たる技術者の履歴書
 - 六 | 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
 - 七 | 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
 - 八 | 申請者が法人以外の者である場合であつて、当該申請者が事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

九 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

5 経済産業大臣は、法第四条第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

(軽微な変更)

第七条 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合は「変更後の供給能力値」をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。)が変更後の最大ガス需要として見込まれる値(変更がない場合は「直近ガス需要値」をいう。以下この条において「変更後最大ガス需要値」という。)以上であるもの

一 変更後の最大ガス需要として見込まれる値(以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。)が直近供給能力値未満であるもの

二 変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの

三 供給地点の数の変更であつて、変更後最大ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの

2 前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項(法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供

(新設)

供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第八条 法第七条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

2 法第七条第三項において準用する法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものである。

3 経済産業大臣は、法第七条第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（変更の届出）

第九条 法第七条第四項の規定による法第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五のガス小売事業者名等変更届出書（同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七条第四項の規定による第七条第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六のガス小売事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

(ガス小売事業者の地位の承継の届出)

第十条 法第八条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七のガス小売事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 ガス小売事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 ガス小売事業者の地位を承継した者がガス小売事業者以外のものである場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法第六条第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

ロ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ハ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

ニ 法人以外の者である場合であつて、当該者が事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

(ガス小売事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十一条 法第九条第一項の規定によるガス小売事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第八のガス小売事業休止

(廃止)届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類及び

事業の休止(廃止)の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第九条第二項の規定によるガス小売事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(ガス小売事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第十二条 法第九条第三項の規定により周知させようとするガス小売事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

第二節 業務

(供給条件の説明等)

第十三条 法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、ガス小売事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「契約媒介業者等」という。)の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

- 一 当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 行|う|場|合|に|あ|つ|て|は|、|そ|の|旨|及|び|当|該|契|約|媒|介|業|者|等|の|氏|名|
又|は|名|称|
 - 三| 当|該|ガ|ス|小|売|事|業|者|の|電|話|番|号|、|電|子|メ|ール|ア|ド|レ|ス|そ|の|
他|の|連|絡|先|並|び|に|苦|情|及|び|問|合|せ|に|応|じ|る|こ|と|が|で|き|る|時|間|
帯|
 - 四| 当|該|契|約|媒|介|業|者|等|が|当|該|小|売|供|給|契|約|の|締|結|の|媒|介|等|を|
行|う|場|合|に|あ|つ|て|は|、|当|該|契|約|媒|介|業|者|等|の|電|話|番|号|、|電|子|
メ|ール|ア|ド|レ|ス|そ|の|他|の|連|絡|先|並|び|に|苦|情|及|び|問|合|せ|に|応|じ|
る|こ|と|が|で|き|る|時|間|帯|
 - 五| 当|該|小|売|供|給|契|約|の|申|込|み|の|方|法|及|び|当|該|申|込|み|の|取|扱|い|
に|関|す|る|事|項|
 - 六| 当|該|小|売|供|給|開|始|の|予|定|年|月|日|
 - 七| 当|該|小|売|供|給|に|係|る|料|金|(当|該|料|金|の|額|の|算|出|方|法|を|含|む|
。)|
 - 八| 導|管|、|ガ|ス|メ|ー|タ|ー|そ|の|他|の|設|備|に|関|す|る|費|用|の|負|担|に|関|
す|る|事|項|
 - 九| 前|二|号|に|掲|げ|る|も|の|の|ほ|か|、|当|該|小|売|供|給|を|受|け|よ|う|と|す|
る|者|の|負|担|と|な|る|も|の|が|あ|る|場|合|に|あ|つ|て|は|、|そ|の|内|容|
 - 十| 前|三|号|に|掲|げ|る|当|該|小|売|供|給|を|受|け|よ|う|と|す|る|者|の|負|担|と|
な|る|も|の|の|全|部|又|は|一|部|を|期|間|を|限|定|し|て|減|免|す|る|場|合|に|あ|
つ|て|は|、|そ|の|内|容|
 - 十一| ガ|ス|使|用|量|の|計|測|方|法|及|び|料|金|調|定|の|方|法|
 - 十二| 当|該|小|売|供|給|に|係|る|料|金|そ|の|他|の|当|該|小|売|供|給|を|受|け|よ|
う|と|す|る|者|の|負|担|と|な|る|も|の|の|支|払|方|法|
 - 十三| 供|給|す|る|ガ|ス|の|熱|量|の|最|低|値|及|び|標|準|値|そ|の|他|の|ガ|ス|の|
成|分|に|関|す|る|事|項|
 - 十四| ガ|ス|栓|の|出|口|に|お|け|る|ガ|ス|の|圧|力|の|最|高|値|及|び|最|低|値|
 - 十五| 供|給|す|る|ガ|ス|の|属|す|る|ガ|ス|グ|ル|ープ|並|び|に|当|該|小|売|供|給|
-

を受けようとする者からの求めがある場合にあつては、燃焼速度及びウォツベ指数

十六 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から託送供給を受けて当該小売供給を行う場合にあつては、託送供給約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項（第二十五号に掲げる事項を除く。）

十七 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間

十八 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該小売供給契約の更新に関する事項

十九 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該ガス小売事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあつては、その内容

二十一 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

二十二 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容

二十三 当該ガス小売事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十四 災害その他非常の場合における当該小売供給の制限又は中止に関する事項

二十五 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、当該ガス小売事業者及び当該小売供給の相手方の保安上の責任に関する事項

二十六 当該小売供給の相手方のガスの使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあつては、その内容

二十七 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容

2 | ガス小売事業者又はガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第一項の規定による説明は、前項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

3 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）に

おける法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 | 法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 | 法第十四条第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

6 | ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。以下同じ。）は、前項第一号に掲げる場合においては、法第十四条第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

7 | 法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各

号に掲げる事項とする。

8 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給
契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済
産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第
十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による
説明として、ガス小売事業者等が同号に掲げる事項のみを説明
することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得てい
ない場合には、この限りでない。

9 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給
契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）
における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第
七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該
変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定によ
る説明として、ガス小売事業者等が第一項各号に掲げる事項の
うち当該変更しようとするもののみを説明することについて小
売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この
限りでない。

10 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給
契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然
必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の
実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）に
おける法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七
項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とす
る。ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事
業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明すること
について小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合
には、この限りでない。

11 | 法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げ

るものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第七項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

12] ガス小売事業者等は、法第十四条第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（書面の交付）

第十四条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更

（新設）

を伴わない変更をした場合に限る。)であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 | 法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 | 当該ガス小売事業者の登録番号

二 | 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨

三 | 前条第一項第三号から第二十七号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(ガス小売事業者が契約媒介業者等の業務の方
法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに
応じることができない時間帯を除く。)

四 | 供給地点特定番号(小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において
同じ。)

3 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、
法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 | ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(第一項に規定する場合を除く。)における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第一項第一号から第三号

までに掲げる事項のうち当該変更したものと及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6 各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合に

においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第十三条第十一項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十六条 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、ガス小売事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができもの

- 二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

- 三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に小

(新設)

(新設)

売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

(熱量、圧力及び燃焼性の測定方法)

第十七条 法第十八条の規定による熱量、圧力及び燃焼性(以下「熱量等」という。)の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定ガス発生設備であつて液化石油ガス法第十三条第一項に規定する液化石油ガスの規格に適合する液化石油ガスを充てんした容器(以下「特定容器」という。)を使用するものに係る場合にあつては熱量を、特定ガス発生設備に係る場合又は液化石油ガス(プロパン、ブタン、プロピレン及びブチレンを主成分とするガスを液化したものをいう。以下同じ。)を原料としてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合(特定ガス発生設備に係る場合を除く。)にあつては燃焼性を、大口供給を行う場合にあつては熱量等をそれぞれ測定することを要しない。

一 熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口(当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣(その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者(ガス小売事業に係る業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。))に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。)が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。)において、告示で定める方法により測定すること。ただし、特定ガス発生設備(特定容器を使用するものを除く。)に係る場合には、容器に充てんする液化石油ガス又は天然ガスの成分をガス工作物の設置の場所

(新設)

を管轄する産業保安監督部長が指定する場所において当該産業保安監督部長が指定する方法により測定することにより熱量の測定に代えることができる。

二 圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口（他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するためのものを除く。以下第七十八条、第二百二十六条及び第四百四十四条において同じ。）
（一）整圧器（ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置が設けられ、道路に平行して埋設されている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの及びこれに準ずるものであつて、経済産業大臣が指定するものを除く。以下第七十八条及び第二百二十六条において同じ。）の出口、調整装置（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者が当該供給のために用いるものに限る。）の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三 燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォツベ指数について告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。

2 | 前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化

ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合又は液化石油ガスを原料として特定容器においてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

一 熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォツベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。以下第七十八条第二項第一号において同じ。）の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォツベ指数について測定することを要しない。

二 圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

3 | 災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスをを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給す

るときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

4 法第十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一 熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。ただし、第一項第一号ただし書の規定により成分を測定した場合にあつては、様式第十二によりその測定の結果を記録しなければならない。

二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三 燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

四 第一項ただし書のうち特定容器の使用に係る場合にあつては、液化石油ガスの規格の名称及び充てん年月日を様式第十四により記録すること。

5 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十八条 法第十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百九十八条及び第百九十九条を除き、以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(新設)

(供給計画の期間)

第十九条 法第十九条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

(新設)

2 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

(供給計画の届出)

第二十条 法第十九条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス小売事業に関する事項を記載した様式第十五の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

2 法第十九条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第十六の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節 ガス工作物

(新設)

第一款 技術上の基準への適合等

(新設)

(公共の安全の確保上特に重要なガス工作物)

第二十一条 法第二十二条第三項(同条第四項において準用する

(新設)

場合を含む。)の経済産業省令で定めるガス工作物は、告示で

定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）、又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

（成分の検査方法）

第二十二條 法第二十三條の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして経済産業大臣（ガス小売事業者であつて、その事業に係る業務を行う区域の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のものを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない

（新設）

一| ガス（天然ガス又はプロパン、ブタン、プロピレン若しくはブチレンを主成分とするガス及びこれらを原料として製造したガス並びにこれらに空気を混入したガスを除く。）の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアについて毎週一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所）において、日本工業規格K二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」に規定する方法により検査するものとする。

二| ガス小売事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第十七により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

2| 法第二十三条の経済産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

（電磁的方法による保存）

第二十三条 法第二十三条に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2| 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（新設）

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第二十四条 法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第七号及び第八号の事項を除く。)について定めるものとする。

- 一 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- 三 ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること(第八号に掲げるものを除く)。
- 五 ガス工作物の運転又は操作に関すること。
- 六 導管の工事の方法に関すること。
- 七 導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- 八 導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
- 九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
- 十 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
- 十一 ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて

(新設)

(新設)

保安規程に違反した者に対する措置に關すること。

十二 其他ガス工作物の工事、維持及び運用に關する保安に關し必要な事項に關すること。

2 | 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）

第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に關すること。

二 警戒宣言が発せられた場合における防災に關する業務を管理する者の職務及び組織に關すること。

三 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に關すること。

四 警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に關すること。

五 警戒宣言が発せられた場合における防災に關する設備及び資材の確保、点検及び整備に關すること。

六 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に關しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に關すること。

七 其他地震災害の發生の防止又は軽減を図るための措置に關すること。

3 | 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地

域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

7| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

8| 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）が適用されるガス工作物を設置するガス小売事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めなければならない。

第二十五条 法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

2| 法第二十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記す。

(新設)

載した書類を添えて提出しなければならない。

(ガス主任技術者の選任等)

第二十六条 法第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

<p>一 製造所（特定ガス工作物に係るもの（以下「特定製造所」という。）を除く。次号において同じ。） ）、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつて、そこに設置された全てのガス工作物が第三十条の表第二号下欄に掲げるガス工作物に該当するもの</p>	<p>甲種ガス主任技術者 免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p>
<p>二 製造所、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつて、前号以外のもの</p>	<p>甲種ガス主任技術者 免状の交付を受けている者であつて次条に定める実務の経験を有するもの</p>
<p>三 一の供給地点群に係る特定製造所</p>	<p>甲種ガス主任技術者 免状、乙種ガス主任技術者免状又は丙種ガス主任技術者免状</p>

(新設)

の交付を受けている者

2 | ガス小売事業者は、前項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

3 | ガス小売事業者は、第一項の表第三号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、経済産業大臣が告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。

(実務の経験)

第二十七条 法第二十五条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

2 | 前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

3 | 前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 実務の経験に関する説明書

(新設)

二 履歴書

(ガス主任技術者の選解任の届出)

第二十八条 法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

(ガス主任技術者免状の様式)

第二十九条 法第二十六条第一項に規定するガス主任技術者免状は、様式第二十二によるものとする。

(免状の種類による監督の範囲)

第三十条 法第二十六条第二項の経済産業省令で定めるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガス主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一 甲種ガス主任技術者免状	ガス工作物の工事、維持及び運用
二 乙種ガス主任技術者免状	次に掲げるものの工事、維持及び運用 イ 最高使用圧力が中圧及び低圧のガス

(新設)

(新設)

(新設)

<p>三 丙種ガス主任技術者免状</p>	<p>ロ 最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽（液化石油ガスを貯蔵するものに限る。） 及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並びにそれらに係る配管 ハ 最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備 ニ イ、ロ及びハ以外のものであつて、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物の工事、維持及び運用</p>
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（知識及び技能の認定）

第三十一条 法第二十六条第三項第二号の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十三のガス主任技術者資格認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する知識及び技能に関する説明書
- 二 履歴書

（新設）

(免状の交付の手続)

第三十二条 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第二十四のガス主任技術者免状交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第二十八条第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十五のガス主任技術者免状交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

(新設)

(免状の再交付の手続)

第三十三条 ガス主任技術者免状の記載事項に変更を生じ、又はガス主任技術者免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第二十六のガス主任技術者免状再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第二十八条第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十七のガス主任技術者免状再交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

(新設)

2 前項のガス主任技術者免状再交付申請書には、記載事項に変更を生じ、汚し、若しくは損じたガス主任技術者免状又はガス主任技術者免状を失つたことを証する書類を添付しなければならない。

(ガス主任技術者試験の実施細目)

第三十四条 ガス主任技術者試験は、次に掲げる科目の範囲内で筆記試験によつて行う。

(新設)

- 一 ガス事業関係法令(保安に関するものに限る。)
- 二 ガスに関する物理及び化学理論
- 三 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術

- 四| ガス工作物の構造及び機能
- 五| ガスの成分分析及び熱量等の測定
- 六| ガス器具の構造及び機能

第三十五条 前条に規定するもののほか、ガス主任技術者試験を行う場所及び期日、ガス主任技術者試験受験願書の提出期限その他ガス主任技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、告示する。

第三十六条 ガス主任技術者試験に合格した者の受験番号は、官報に公示する。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第三十七条 令第三条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一| 委託契約金に関する事項
- 二| 指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項

(免状交付事務に係る公示)

第三十八条 令第三条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

- 一| 委託に係る免状交付事務の内容
- 二| 委託に係る免状交付事務を処理する場所

第三款 工事計画及び検査

(工事計画の届出)

第三十九条 法第三十二条第一項の経済産業省令で定めるガス工

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依りて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第三十二条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第三十二条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第四十条 法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に依りて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第三十二条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類

（新設）

のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第四十一条 法第三十二条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第四十二条 法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第四十五条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第四十条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査)

第四十三条 法第三十二条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第三十三条の第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第四十四条 法第三十三条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するため、に十分な方法で行うものとする。

2 法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第四十五条 法第三十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更することにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二 前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三 法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四 ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用するすることができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第四十六条 法第三十三条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 自主検査年月日

（新設）

（新設）

- 二| 自主検査の対象
- 三| 自主検査の方法
- 四| 自主検査の結果
- 五| 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
- 六| 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七| 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果
- 2| 前項の記録は、その記録を行った日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四十七条 法第三十三条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2| 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておくなければならない。

3| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（定期自主検査）

第四十八条 法第三十四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

（新設）

（新設）

- 一| ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器
 - 二| 熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器
- 2| 法第三十四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。
- 一| 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法を
 - 二| 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（新設）

第四十九条 法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

（新設）

- （定期自主検査の記録の作成及び保存）
- 第五十条 法第三十四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一| 自主検査年月日
 - 二| 自主検査の対象
 - 三| 自主検査の方法
 - 四| 自主検査の結果
 - 五| 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した

事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名)

六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第五十一条 法第三十四条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 事業の許可

(削る)

(削る)

(輸送導管)

第五十二条 法第三十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管(以下「輸送導管」という。)は、次のとおりとする。

一 二 (略)

(許可の申請)

第五十三条 法第三十六条第一項の申請書は、様式第三十による

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二章 一般ガス事業

第一節 事業の許可

(輸送導管)

第五条 法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管(以下「輸送導管」という。)は、次のとおりとする。

一 二 (略)

(許可の申請)

第六条 法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする

ものとする。

2 法第三十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

二 一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

三 一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎年の輸送導管の予想最大ガス流量図及びこれに対応するガスホルダーの操作計画図

四 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関するイからホまでの事項を記載した書類及びヘの事項を記載した図面
イ (略)
(削る)

ロ(略)

ホ イからニまでのガス工作物ごとの工事の着手及び完了の予定期日

2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとに供給地点の位置を記載した図面

二 一般ガス事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込み及び特定ガス発生設備に係るものにあつては、供給地点群ごとに、事業の開始の日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度における供給地点の需要の見込みを記載した書類

三 一般ガス事業の開始の日以後三年内の日を含む毎年の輸送導管の予想最大ガス流量図及びこれに対応するガスホルダーの操作計画図

四 ガス工作物に関するイからへまでの事項を記載した書類及びトの事項を記載した図面
イ (略)

ロ 特定ガス発生設備については、当該特定ガス発生設備に属する容器の高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。)に規定する規格又は技術上の基準に対する適合性

ハ(略)

へ イ及びハからホまでのガス工作物ごとの工事の着手及び完了の予定期日

ヘ イからニまでのガス工作物の配置の状況

五 様式第三十一の工事費概算書

六 (略)

七 一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

八・九 (略)

十 他の者から一般ガス導管事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し

十一 様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

(削る)

十二 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十三 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十四 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般ガス導管事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

ト イ及びハからホまでのガス工作物の配置の状況

五 様式第二の工事費概算書

六 (略)

七 一般ガス事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

八・九 (略)

十 他からガスの供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

十一 特定ガス発生設備に係るものにあつては、供給地点群ごとに次の書類

イ その供給地点につき、特定ガス発生設備によりガスを供給することに関する供給地点における供給の相手方との契約書の写し

ロ その供給地点につき、特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行うべき時期及びその計画の概要を説明する書類及び図面

十二 申請者が会社又は法人である組合(以下「組合」という。)の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

十三 申請者が会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

(新設)

(新設)

十五 申請者が一般ガス導管事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合にあっては、法第三十七条第一号、第三号及び第六号に適合することを説明する書類であつて、一般ガス導管事業者の供給区域内であることを勘案して経済産業大臣が定めるもの
3 経済産業大臣は、法第三十五条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(事業開始の届出)

第五十四条 法第三十九条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の事業開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(供給区域の変更の許可申請)

第五十五条 法第四十条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第三十五の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までの書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合にあっては、添付することを要しない。

一 (略)

二 増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

三 供給区域を増加する場合には、増加する区域に対し

十四 申請者が事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス事業者の供給区域内にある場合は、法第五条第一号、第三号及び第七号に適合することを説明する書類であつて、一般ガス事業者の供給区域内であることを勘案して経済産業大臣が定めるもの
(新設)

(事業開始の届出)

第七条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の事業開始届出書を提出しなければならない。

(供給区域等の変更の許可申請)

第八条 法第八条第一項の規定により供給区域並びに供給地点及びその数の変更の許可を受けようとする者は、様式第五の供給区域等変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までの書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 (略)

二 増加し、又は減少する供給区域の境界及び増加し、又は減少する供給地点に係る供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとに増加し、又は減少する供給地点の位置を記載した図面

三 供給区域及び供給地点を増加する場合は、増加する区域に

ガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込みを記載した書類

四 供給区域の変更に伴い設置する主要な導管に関する第五十条第二項第四号二の事項を記載した書類及びその配置の状況を記載した図面

五 供給区域を増加する場合にあつては、様式第三十一の工事費概算書

六 供給区域を増加する場合にあつては、設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金返済計画を記載した書類

七 供給区域を増加する場合にあつては、増加する供給区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

八 供給区域の増加に伴い、他の者から一般ガス導管事業の用に供するためのガスの供給を受ける契約を新たに締結し、又は変更する場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し

九 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

十 供給区域を増加する場合であつて、増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合は、増

対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画並びに供給地点群ごとに、増加する供給地点に対しガスの供給を開始する日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域及び供給地点の変更に伴い設置する主要な導管に関する第六条第二項第四号ホの事項を記載した書類及びその配置の状況を記載した図面

五 供給区域及び供給地点を増加する場合は、様式第二の工事費概算書

六 供給区域及び供給地点を増加する場合は、設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金返済計画を記載した書類

七 供給区域及び供給地点を増加する場合は、増加する区域及び供給地点に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

八 供給区域の増加に伴い、他からガスの供給を受ける契約を新たに締結し、又は変更する場合は、その供給をする者との契約書の写し

九 供給地点を増加する場合は、増加する供給地点に係る供給地点群ごとに増加する供給地点に関する第六条第二項第十一号に掲げる書類

十 供給区域を増加する場合であつて、増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス事業者以外の一般ガス事業者の供給区域内にある場合は、増加する供

2 加する供給区域に関する第五十三条第二項第十五号の書類
経済産業大臣は、法第四十条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第五十六条 第五十四条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十九条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(ガス工作物の重要な変更)

第五十七条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 ガス発生設備（移動式ガス発生設備並びに災害その他非常の場合において、一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供するために他の者から一時的に借り受けるガス発生設備及び一般ガス導管事業者が他のガス事業者に対して、当該他のガス事業者のガス事業の用に供するために一時的に貸し付けるガス発生設備であつて、当該一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）に関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するものうち、当該設備の能力の変更が、当該

給区域に関する第六条第二項第十四号の書類

2 法第八条第一項の規定により供給地点の増加の許可を受けようとする者が、申請に係る供給地点について法第三十七条の二の許可を受けている場合にあつてはその供給地点に関する前項第二号の地形図および図面ならびに同項第三号および第五号から第七号までの書類、申請に係る供給地点に係る供給地点群について法第八条第一項の許可を受けている場合にあつては前項第二号前段の地形図は、同項の規定にかかわらず、添附することを要しない。

(ガス工作物の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定によりガス工作物について重要な変更を行うとする者は、様式第六のガス工作物変更届出書に変更後の当該ガス工作物の配置の状況を記載した図面を添えて届出なければならない。

(重要な変更)

第十条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 ガス発生設備（特定ガス発生設備、移動式ガス発生設備並びに災害その他非常の場合において、一般ガス事業者がその一般ガス事業の用に供するために他の者から一時的に借り受けるガス発生設備及び一般ガス事業者が他の一般ガス事業者に対して、当該他の一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供するために一時的に貸し付けるガス発生設備であつて、当該一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）に関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するものうち、当該設備の能力の変

設備を有する事業者が有するガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの
(削る)

二・三 (略)

(ガス工作物等の変更の届出)

第五十八条 法第四十一条第一項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書に次に掲げる書類(ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更工事の概要の説明書
- 三 変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

2 法第四十一条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第三十七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第四十一条第二項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書を提出しなければならない。

更が、当該設備を有する事業者が有するガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの

- 二 特定ガス発生設備に関する事項の変更であつて、特定ガス発生設備の能力別の数のみの変更以外の変更又は特定ガス発生設備の能力別の数のみの変更(特定ガス発生設備の設置を伴うものを除く。)であつて、その変更する能力が当該特定ガス発生設備の供給に係る供給地点群の供給地点に係る特定ガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの若しくは特定ガス発生設備の設置を伴うもの
- 三・四 (略)

第十一条 法第九条第二項の規定による変更(法第六条第二項第二号の事項の変更を除く。)の届出をしようとする者は、様式第六のガス工作物変更届出書を提出しなければならない。

(削る)

(一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第五十九条 法第四十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合は、譲渡しようとする事業に係る供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

四・五 (略)

六 一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

七 一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

八 一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

九 一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

十 主たる技術者の履歴書

(供給区域等の増加に伴う事業開始の届出)

第十二条 第七条の規定は、法第八条第三項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十三条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の事業譲渡譲受認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業の一部を譲渡する場合は、譲渡しようとする事業に係る供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面

四・五 (略)

(新規)

(新規)

六 事業の一部を譲渡する場合は、譲渡し人及び譲受け人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

七 事業の全部を譲渡する場合は、譲受け人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

八 譲受け人が一般ガス事業者以外の者であつて、会社若しく

十一 様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

十三 譲受人が一般ガス導管事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、当該譲受人の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

十二 譲受人が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十四 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあつては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

2 | 経済産業大臣は、法第四十二条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(法人の合併及び分割の認可申請)

第六十条 法第四十二条第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十九の合併認可申請書又は様式第四十の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合は、分割をしようとする事業に係る供給区域の境界を記載した図面

は組合又はこれらの発起人である場合は、第六条第二項第十二号又は第十三号の書類

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法人の合併及び分割の認可申請)

第十四条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第九の合併認可申請書又は様式第十の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業の一部を承継させる分割をする場合は、分割をしようとする事業に係る供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面

四 一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあっては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

五 合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人及び当該事業の全部を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類

六 (略)

(削る)

七 一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあっては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

八 合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあっては、当該事業を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の

(新設)

(新設)

四 (略)

五 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書(事業の全部を承継させる分割をする場合は、当該事業の全部を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書)

六 合併の当事者である一般ガス事業者の供給区域内において当該合併に係る他の当事者が簡易ガス事業を営んでいる場合又は分割により承継する供給区域内において当該分割に係る事業の全部若しくは一部を承継する法人が簡易ガス事業を営んでいる場合においては、その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行うべき時期及びその計画の概要を説明する書類及び図面

(新設)

収支見積書

九 当事者の一方が一般ガス導管事業者以外の者であつて、法人である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

十 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般ガス導管事業の全部若しくは一部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 主たる技術者の履歴書

十二 様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

2 経済産業大臣は、法第四十二条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(地位の承継の届出)

第六十一条 法第四十三条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四十一の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(一般ガス導管事業の休止及び廃止の許可申請)

第六十二条 法第四十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第四十二の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類(一般ガス導管事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第四号の書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 (略)

二 一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあ

七 当事者の一方が一般ガス事業者以外の者であつて、会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般ガス事業の全部若しくは一部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

(新設)

(新設)

(新設)

(地位の承継の届出)

第十五条 法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十の二の許可事業承継届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十六条 法第十三条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十一の事業休止(廃止)許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、第四号の書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 (略)

二 事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は

つては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

三 一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合には、つては、休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

四 一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合には、つては、休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

2 | 経済産業大臣は、法第四十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(法人の解散の認可申請)

第六十三条 法第四十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十三の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 | 経済産業大臣は、法第四十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第二款 業務

(削る)

(削る)

廃止する事業に係る供給区域の境界及び供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面

三 事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

四 事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書

(新設)

(法人の解散の認可申請)

第十七条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(新設)

(新設)

第二節 業務

(供給約款)

第十八条 法第十七条第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

(削る)

- 一 適用区域及び適用地点
- 二 料金
- 三 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額決定の方法
- 五 ガス使用量の計測方法及び料金その他の使用者が負担すべきものの徴収の方法
- 六 使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第二十一条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値又はこれらに代わるガスの成分に関する事項（第二十一条第一項ただし書前段及び同項第一号ただし書に規定する場合に限る。）
- 七 ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
- 八 使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウオツベ指数及び最低ウオツベ指数（第二十一条第一項第三号に規定する場合に限る。）
- 九 ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法
- 十 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項
- 十一 供給の停止又は使用の廃止に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、一般ガス事業者及び使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項
- 十三 有効期間を定めるときは、その期間
- 十四 実施期日

第十九条 法第十七条第一項の規定により供給約款（特定ガス発

生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものを除く。以下この条、第十九条の三及び第十九条の三の三において同じ。）の設定の認可を受けようとする者は、様式第十三の供給約款設定認可申請書に、当該供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号。以下「一般ガス料金算定規則」という。）第二十一条に規定する書類

二 使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

2 | 法第十七条第一項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十四の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三 前条第二号の事項の変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、

一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類

四 前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

（削る）

第十九条の二 法第十七条第三項の経済産業省令で定めるガスの料金を引き下げの場合その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七

項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十九条の三の三までにおいて同じ。）（以下この条から第十九条の三の三までにおいて「供給約款」という。）の変更とする。

一 供給約款によりガスの供給を受け、現にガスを使用している者（以下この条において「ガス使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該ガス使用者の負担（以下「料金等」という。）を
変更（供給するガスの熱量の変更（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A及び一二A以外から一三A又は一二Aへの変更）にかかる費用を原価に計上し又は除去する場合を除く。）する場合であつて、当該ガス使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに当該ガス使用者のガスの使用量及び料金の一部を原料価格に応じ変動させることを定めた供給約款の場合にあつては原料価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかのガス使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他のガス使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、ガス使用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合

四 適用区域又は適用地点を変更する場合であつて、法第八条第一項の規定による供給区域又は供給地点の増加に係る変更

(削る)

に伴う場合、住居表示の変更に伴う場合並びにいずれのガス使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五| ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合

六| 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合

七| ガス使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般ガス事業者が当該ガス使用者に対するガスの供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれのガス使用者に対する期間も短縮されない場合

八| ガスの供給を停止できる条件又はガスの需給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれのガス使用者に対する条件も不利なものとならない場合

九| ガス使用者が選択しうる事項を追加する場合

十| 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

第十九条の三 法第十七条第四項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一| 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二| 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三| 第十八条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額

(削る)

の減少のみに対応する場合を除く。)は、一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類

四 第十八条第二号の事項の変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするとき(次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。)は、一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類

五 第十八条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

第十九条の三の二 法第十七条第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)(として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。以下同じ。)に対応する場合

二 消費税等相当額の増加(消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税に関する制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。以下同じ。)に対応する場合

第十九条の三の三 法第十七条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の二の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

(削る)

(削る)

- 三 第十八条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類
- 四 第十八条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

第十九条の三の四 第十九条、第十九条の三及び前条の規定は、法第十七条第一項の規定により供給約款（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものに限る。）の設定又は変更の認可を受けようとする者及び法第十七条第四項又は第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者に準用する。この場合において、第十九条第一項第一号中「一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号。以下「一般ガス料金算定規則」という。）第二十一条」とあるのは「簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号。以下「簡易ガス料金算定規則」という。）第十八条の規定により読み替えて準用される簡易ガス料金算定規則第十七条」と、同条第二項第三号、第十九条の三第三号及び第四号並びに前条第三号中「一般ガス料金算定規則第二十一条」とあるのは「簡易ガス料金算定規則第十八条の規定により読み替えて準用される簡易ガス料金算定規則第十七条」と読み替えるものとする。

(選択約款)

- 第十九条の四 法第十七条第十一項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。
- 一 名称

(削る)

- 二 目的
 - 三 適用条件
 - 四 料金
 - 五 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
 - 六 前二号に掲げるもののほか、使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額決定の方法
 - 七 ガス使用量の計測方法及び料金その他の使用者が負担すべきものの徴収の方法
 - 八 使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第二十一条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値又はこれらに代わるガスの成分に関する事項（第二十一条第一項ただし書前段及び同項第一号ただし書に規定する場合に限る。）
 - 九 供給するガスの圧力に関する事項
 - 十 使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウオツベ指数及び最低ウオツベ指数（第二十一条第一項第三号に規定する場合に限る。）
 - 十一 ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法
 - 十二 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項
 - 十三 供給の停止又は使用の廃止に関する事項
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、一般ガス事業者及び使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項
 - 十五 有効期間を定めるときは、その期間
 - 十六 実施期日
- 2 前項第四号から第十四号までの事項は、当該事項について供

(削る)

給約款を準用する場合は、その旨を記載することをもつてこれに代えることができる。

第十九条の五 法第十七条第十二項の規定による選択約款の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の三の選択約款届出書に当該選択約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 当該選択約款が当該一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資する理由を記載した書類

二 当該選択約款で設定する料金に関する書類であつて、次のいずれかのもの

イ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類

ロ イ以外の方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類及び様式第十四の四の収支予測書

2 法第十七条第十二項の規定による選択約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の五の選択約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の選択約款

三 変更しようとする当該選択約款で設定する料金に関する書類であつて、次のいずれかのもの

イ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類

(削る)

ロ イ以外の方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類及び様式第十四の四の収支予測書

(供給約款等以外の供給条件の認可申請)

第二十條 法第二十條ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十五の特別供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金又は使用者の負担となるべき金額を定めようとするときは、料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

(熱量、圧力及び燃焼性の測定方法)

第二十一條 法第二十一條の規定による熱量、圧力及び燃焼性(以下「熱量等」という。)の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定ガス発生設備であつて液化石油ガス法第十三條第一項に規定する液化石油ガスの規格に適合する液化石油ガスを充てんした容器(以下「特定容器」という。)を使用するものに係る場合にあつては熱量を、特定ガス発生設備に係る場合又は液化石油ガス(プロパン、ブタン、プロピレン及びブチレンを主成分とするガスを液化したものをいう。以下同じ。)を原料としてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合(特定ガス発生設備に係る場合を除く。)にあつては燃焼性を、大口供給を行う場合にあつては熱量等を、特定導管(ガス導管事業の用に供されているものに限る。)が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力をそれぞれ測定する

(削る)

ことを要しない。

一 熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。ただし、特定ガス発生設備（特定容器を使用するものを除く。）に係る場合には、容器に充てんする液化石油ガス又は天然ガスの成分をガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が指定する場所において当該産業保安監督部長が指定する方法により測定することにより熱量の測定に代えることができる。

二 圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口（他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するためのものを除く。）、整圧器（ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置が設けられ、道路に平行して埋設されている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの及びこれに準ずるものであつて、経済産業大臣が指定するものを除く。）の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三 燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォツベ指数について告示で定める方法により測

定すること。ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合に於ては、燃焼速度について測定することを要しない。

2 | 前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合又は液化石油ガスを原料として特定容器においてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合に於ては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

一 熱量、燃焼性に於ては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウオつべ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。）の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウオつ

べ指数について測定することを要しない。

二 圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

3 災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

4 法第二十一条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一 熱量の測定の結果については、様式第十六又は様式第十七によること。ただし、第一項第一号ただし書の規定により成分を測定した場合にあつては、様式第十八によりその測定の結果を記録しなければならない。

二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三 燃焼性の測定の結果については、様式第十九によること。

四 第一項ただし書のうち特定容器の使用に係る場合にあつては、液化石油ガスの規格の名称及び充てん年月日を様式第二十により記録すること。

5 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第二十一条の二 法第二十一条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法(電子的方

(削る)

(削る)

法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十条（第九十七条の八及び第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条（第九十六条の二、第九十七条の八及び第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条の三（第九十七条の八及び第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十九条の二（第一百十条の二において準用する場合を含む。）及び第七十二条の十一において同じ。）により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにおこななければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(託送供給約款)

第二十二條 法第二十二條第一項の託送供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用範囲
- 二 料金
- 三 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額決定の方法
- 五 ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
- 六 託送供給をすることが可能なガスの熱量等の範囲、組成及びその他のガスの受入条件に関する事項
- 七 託送供給に附帯する業務があるときは、その事項及び金額

(削る)

又は金額決定の方法並びに徴収の方法

八 導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

九 ガスの受入及び供給の制限又は停止並びにその解除に関する要件

十 契約の申込みに対する取扱いの方法並びに更新及び解除の要件

十一 前各号に掲げるもののほか、一般ガス事業者及び供給の相手方の責任に関する事項その他ガスの託送供給条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間

十三 高圧及び中圧の導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
十四 実施期日

第二十二條の二 法第二十二條第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）第十九條に規定する書類

二 供給の相手方が負担すべきもの（料金を除く。）があるときは、負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

2 法第二十二條第二項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の二の託送供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

(託送供給約款において定めるべき事項)

第六十四条 法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 連結託送供給(ガス事業託送供給約款料金算定規則(平成十六年経済産業省令第十七号)別表第一第一表に規定する連結託送供給をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
イ 適用範囲
- ロ 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
- ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- ニ ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
- ホ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
- ヘ 託送供給に附帯する業務に関する事項
- ト 導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三 前条第二号の事項の変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするときは、託送料金算定規則第十九条に規定する書類

四 前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

(新設)

- チ ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
- リ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- ル 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- ロ 導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
- ワ 実施期日
- 二 託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
- ニ ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- ホ ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
- ヘ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
- ト 託送供給に附帯する業務に関する事項
- チ 導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
- リ ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
- ヌ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する

事項

ル イから又までに掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

ヲ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

ワ 導管の位置を明示した地形図の閲覧場所

カ 実施期日

(託送供給約款の認可の申請等)

第六十五条 法第四十八条第一項本文の認可を受けようとする者は、様式第四十四の託送供給約款認可申請書に託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六（同令第十四条第二項の規定により選択的託送供給約款を制定しない場合には同令様式第六第一表。以下同じ。）の書類
- 二 ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類
- 三 ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類
- 四 供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(新設)

2| 経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

3| 法第四十八条第二項の認可を受けようとする者は、様式四十五の託送供給約款変更認可申請書にその変更後の託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三 前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）しようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六の書類

ロ ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五表第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

ハ ガス事業託送供給料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条まで（これらの規定を同令第十六条において準用する場合を含む。）の規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

二 イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約
款料金算定規則第十五条第一項に規定する一般ガス導管事
業者にあつては、同令様式第六及び様式第七の書類

ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、ガス事業託送供
給約款料金算定規則第二十三条第一項に規定する一般ガス
導管事業者にあつては、同令様式第十の書類

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事
項を変更しようとする場合にあつては、供給の相手方の負担
となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に
関する説明書

4 経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなけれ
ばならない。

第六十六条 法第四十八条第一項ただし書の承認を受けようとする
者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、
託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて
提出しなければならない。

(託送供給約款以外の供給条件の認可の申請)

第六十七条 法第四十八条第三項ただし書の認可を受けようとする
者は、様式第四十七の託送供給特例認可(承認)申請書に次
に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
い。

一 法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款(同
条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたと
き、又は法第五十条第二項の規定による変更があつたときは
、その変更後のもの)以外の供給条件による託送供給を必要
とする理由を記載した書類

第二十二條の三 法第二十二條第一項ただし書の承認を受けよう
とする者は、様式第二十一の三の託送供給約款制定不要承認申
請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類
を添えて提出しなければならない。

第二十二條の四 法第二十二條第三項ただし書の承認を受けよう
とする者は、様式第二十一の四の託送供給特例承認申請書に次
の書類を添えて提出しなければならない。

一 託送供給約款により難い理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給約款の変更の届出)

第六十八条 法第四十八条第五項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第七十二条までにおいて単に「託送供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給約款により託送供給を受ける者（以下「託送供給利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該託送供給利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該託送供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、託送供給利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

四 適用範囲を変更する場合であつて、法第四十条第一項の規

二 料金に関する事項を定めるときは、料金に関する説明書

(新設)

定による供給区域の増加に係る変更に伴う場合、住居表示の変更に伴う場合並びにいずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五 申込みに対する取扱いの方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

六 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及び託送供給利用者の保安上の責任に関する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合

七 託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般ガス導管事業者が当該託送供給利用者に対するガスの供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する期間も短縮されない場合

八 ガスの供給を停止できる条件又はガスの託送供給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する条件も不利なものとしめない場合

九 託送供給利用者が選択し得る事項を追加する場合
十 前各号に掲げるもののほか、託送供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

第六十九条 法第四十八条第六項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第四十八の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約

(新設)

款

三 第六十四条第二号ロの事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ ガス事業託送供給約款料金算定規則第十八条第一項の届出事業者にあつては、同令様式第五第三表（同令第十八条第二項において準用する同令第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）、様式第六、様式第八第一表、同令第十九条第一項の届出事業者にあつては、同令様式第一、様式第二第一表、様式第三第一表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表）、様式第四第一表、様式第五第一表、第二表、第二表補足、様式第五第三表から第五表補足まで（同令第十九条第二項において準用する同令第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）、様式第六及び様式第八第二表までの書類

ロ ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条まで（これらの規定を同令第十八条第二項、第十九条第二項又は第二十条において準用する場合を含む。）の規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

ハ イ及びロの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十一条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第九の書類

ニ イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十三条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十の書類

四 第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ロ若しくはハの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 経済産業大臣は、前項第三号ロに掲げる書類を公表しなければならぬ。

第七十条 法第四十八条第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス導管事業（同項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この節において同じ。）を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、託送供給約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 二 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第七十一条 法第四十八条第九項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第四十九の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならぬ。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約

（新設）

（新設）

款

三 第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくは
二の事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用
者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定
の方法に関する説明書

(託送供給約款の公表)

第七十二条 法第四十八条第十三項の規定による託送供給約款の
公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え
置くとともに、インターネットを利用することにより、これを
行わなければならない。ただし、インターネットを利用するこ
とが著しく困難な場合には、インターネットを利用すること
を要しない。

(承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の
供給条件)

第七十三条 法第四十九条第一項の規定による託送供給に係る料
金その他の供給条件(以下「託送供給条件」という。)の届出
をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五
十の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を
添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第四十九条第一項の規定による託送供給条件の変更の届出
をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五
十一の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理由を記載
した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を添えて、
経済産業大臣に提出しなければならない。

(最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)

第二十二條の五 法第二十二條第五項の規定による託送供給約款
の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に
いて掲示することにより、これを行わなければならない。

第二十二條の六 法第二十二條の二第一項の規定による託送供給
に係る料金その他の供給条件(以下「託送供給条件」という。
)の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、
様式第二十一の五の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に
関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 法第二十二條の二第一項の規定による託送供給条件の変更の
届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式
第二十一の六の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理
由を記載した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を
添えて提出しなければならない。

第七十四条 法第五十一条第一項の最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域
- 二 料金
- 三 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
- 四 前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- 五 ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法
- 六 ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第五十二条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値
- 七 ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
- 八 ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウオツベ指数及び最低ウオツベ指数
- 九 導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項
- 十 供給の停止又は使用の廃止に関する事項
- 十一 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- 十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)

第七十五条 法第五十一条第一項の規定による最終保障供給に係

(新設)

(新設)

る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十二の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 | 法第五十一条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十三の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款

三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額（料金を除く。）の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第七十六条 法第五十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第五十四の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他のガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（新設）

(最終保障供給約款の公表)

第七十七条 法第五十一条第四項において準用する法第四十八条第十三項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(新設)

(熱量等の測定方法)

第七十八条 法第五十二条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

(新設)

一 熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口(当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣(その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者(供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。))に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。))が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。)

二 圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三 燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃

燃焼速度及びウォツベ指数について告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合に於ては、燃焼速度について測定することを要しない。

前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合に於ては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

一 熱量、燃焼性に於ては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォツベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォツベ指数について測定することを要しない。

二 圧力に於ては、常時、移動式ガス発生設備の出口におい

て、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

3 災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

4 法第五十二条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一 熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三 燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

5 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第七十九条 法第五十二条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(新設)

(特定ガス導管事業の届出)

第八十条 法第五十五条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十五条第一項第二号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

3 法第五十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先とする。

4 法第五十五条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図
- 二 ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面
- 三 供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

(供給地点の変更の届出)

第八十一条 法第五十五条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

(ガス工作物の変更の届出)

第八十二条 法第五十五条第七項の規定による特定ガス導管事業

(ガス導管事業の届出)

第二十二条の七 法第二十二条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一の七のガス導管事業(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 特定導管及びこれに附属する設備の概要
- 二 特定導管の設置の位置を明示した地形図

(新設)

第二十二条の八 法第二十二条の五第七項の規定による届出をし

の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2 法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業

省令で定める書類は、次に掲げるもの(ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)とする。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更工事の概要の説明書
- 三 変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

(軽微な変更)

第八十三条 法第五十五条第八項において読み替えて準用する第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二A及び十三Aのガスグループ内の変更とする。

(事業開始の予定年月日等の変更の届出)

第八十四条 法第五十五条第九項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定ガス導管事業の休止及び廃止の届出)

第八十五条 法第五十五条第十項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様

ようとする者は、様式第二十一の七のガス導管事業(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更する特定導管及びこれに附属する設備の概要

三 変更する特定導管の設置の位置を明示した地形図

(新設)

(軽微な変更)

第二十二条の九 法第二十二条の五第八項の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、一二A及び一三Aのガスグループ内の変更とする。

(新設)

(新設)

式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
- 二 休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

（削る）

（大口供給の届出）

第二十三条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 供給する場所
- 二 供給開始予定年月日
- 三 ガスの種類及び熱量
- 四 ガスの年間供給量

2 法第二十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二の大口供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し（当該契約書の写しの提出が困難と認められる理由がある場合には、その理由を記載した書類及び第三条に規定する大口供給の要件を満たしていることを明らかにする書類）
- 三 料金その他供給条件に関する説明書
- 四 供給地点の位置及び供給するために設置する導管（特定導管に該当するものを除く。）の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

(削る)

(供給計画の期間)

第八十六条 法第五十六条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

2 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

(削る)

五 その供給の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその事業の収支見積書

六 申請者の供給区域におけるガスの需給状況に関する説明書

七 供給するために設備を設置する場合には、その概要並びに所要資金の額及び調達方法を記載した書類

3 前項第二号括弧書に規定する書類を提出した場合には、契約の締結後速やかに、当該契約書の写しを提出しなければならない。

(特定供給の届出)

第二十四条 法第二十四条の規定による届出をしようとする者は、様式第二十三の特定供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給の相手方との契約書の写し

二 供給地点の位置を明示した図面

三 供給の相手方との関係を記載した書類

(供給計画の期間)

第二十五条 法第二十五条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

2 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が指定する期間とする。

3 第一項又は第二項に規定する期間の初年度の開始の日から六年以内に供給するガスの熱量変更に着手する一般ガス事業者にあつては、前二項の規定にかかわらず、次条において、経済産

(供給計画の届出)

第八十七条 法第五十六条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資、供給区域その他の一般ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十六条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第六十一の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(供給計画の公表)

第八十八条 法第五十六条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画、供給区域の概要その他の事項とする。

2 一般ガス導管事業者は、前項に掲げる事項を営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(削る)

業大臣が定める一般ガス事業に関する事項のうち熱量変更に係るもの限り、六年とする。

(供給計画の届出)

第二十六条 法第二十五条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、経済産業大臣が定めるところにより、前条第一項、第二項又は第三項に規定する期間（以下「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、熱量変更、設備投資、供給区域その他の経済産業大臣が定める一般ガス事業に関する事項を記載したガス供給計画届出書を提出しなければならない。

2 法第二十五条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、変更した事項を記載したガス供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(供給計画の掲示)

第二十七条 法第二十五条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画、供給区域の概要その他の経済産業大臣が定める事項とする。

2 一般ガス事業者は、経済産業大臣が定めるところにより、前項に掲げる事項を掲示しておかなければならない。

第二十八条 削除

第三款 ガス工作物

第一目 技術上の基準への適合等

(削る)

(削る)

(公共の安全の確保上特に重要なガス工作物)

第八十九条 法第六十二條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)の經濟産業省令で定めるガス工作物は、建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物(木造その他これに類する構造の建物を除く。)、一般業務用建物(木造その他これに類する構造の建物(学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四條に規定する専修学校及び同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所を除く。))を除く。)又は一般集合住宅(木造その他これに類する構造の建物を除く。))に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

(成分の検査方法)

第九十条 法第六十三條の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして經濟産業大臣(一般ガス導管事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの(供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。))に係る場合は、産業保安監督部

(新設)

(新設)

第三節 ガス工作物

第一款 技術上の基準への適合等

(新設)

(成分の検査方法)

第二十九条 法第二十九條の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして經濟産業大臣(一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの(供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。))に係る場合は、産業保安監督部長

長。以下この項において同じ。)の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のもを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。

一 (略)

二 一般ガス導管事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第十七により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

2 法第六十三條の經濟産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

(電磁的方法による保存)

第九十一條 法第六十三條に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

第二目 自主的な保安

(削る)

(保安規程)

第九十二條 法第六十四條第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

。以下この項において同じ。)の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のもを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。

一 (略)

二 一般ガス事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第二十四により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

2 法第二十九條の經濟産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

(電磁的方法による保存)

第三十條 法第二十九條に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(新設)

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第三十一條 法第三十條第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一〇八 (略)

九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関する事

十・十一 (略)

十二 その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に
関し必要な事項に関する事

2 強化地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。)にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 警戒宣言の伝達に関する事

二〇五 (略)

六 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関する事

七 (略)

3 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者(同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として

一〇八 (略)

九 災害その他非常の場合に採るべき措置に関する事

十・十一 (略)

十二 その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に
関し必要な事項

2 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)内にガス工作物を設置する一般ガス事業者(同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。)にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同法第十三号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の伝達に関する事

二〇五 (略)

六 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に関する事

七 (略)

3 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している一般ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス事業者(同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以

同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千

下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域においてガス工作物を設置している一般ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千

島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

8 電気事業法が適用されるガス工作物を設置する一般ガス導管事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないのである。

第九十三条 法第六十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

2 法第六十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(ガス主任技術者の選任等)

第九十四条 法第六十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、第二十六条第一項の表の上欄に掲げる事業場(電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。)(一)ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

(削る)

島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においてガス工作物を設置している一般ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

(新設)

第三十二条 法第三十条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十五の保安規程届出書を提出しなければならない。

2 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十六の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(ガス主任技術者の選任等)

第三十三条 法第三十一条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一 製造所(特定ガス工作物に係るもの(以下「特定製造所」という)を除く。次号において同じ。)、ガスホルダーを有する供給所	甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者
--------------------------------------------------------------	------------------------------------

2 一般ガス導管事業者は、第二十六条第一項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

(削る)

及び導管を管理する事業場であつて、そこに設置されたすべてのガス工作物が第三十七条の表第二号下欄に掲げるガス工作物に該当するもの

二 製造所、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつて、前号以外のもの

甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて次条に定める実務の経験を有するもの

三 一の供給地点群に係る特定製造所

甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて次条に定める実務の経験を有するもの

2 一般ガス事業者は、前項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第一百三十二条の二の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

3 一般ガス事業者は、第一項の表第三号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、経済産業大臣が告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス

主任技術者を兼ねさせることができる。

(実務の経験)

第九十五条 法第六十五条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

2 (略)

3 前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(ガス主任技術者の選解任の届出)

第九十六条 法第六十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

(削る)

(実務の経験)

第三十四条 法第三十一条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

2 (略)

3 前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十六の二の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

(ガス主任技術者免状の様式)

第三十六条 法第三十二条第一項に規定するガス主任技術者免状は、様式第二十八によるものとする。

(免状の種類による監督の範囲)

(削る)

第三十七条 法第三十二条第二項の経済産業省令で定めるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガス主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一 甲種ガス主任技術者免状	ガス工作物の工事、維持及び運用
二 乙種ガス主任技術者免状	次に掲げるものの工事、維持及び運用 イ 最高使用圧力が中圧及び低圧のガス工作物 ロ 最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽（液化石油ガスを貯蔵するものに限る。） ハ 当該貯槽に係るガス圧縮機及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並びにそれらに係る配管 ニ 最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備 三 イ、ロ及びハ以外のものであつて、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物に該当するもの

三 丙種ガス主任技術者免状	特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物の工事、維持及び運用
---------------	--------------------------------------

(削る)

(知識及び技能の認定)

第三十八条 法第三十二条第三項第二号の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十九のガス主任技術者資格認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する知識及び技能に関する説明書
- 二 履歴書

(削る)

(免状の交付の手續)

第三十九条 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第三十のガス主任技術者免状交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第三十三条の二第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第三十一のガス主任技術者免状交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

(削る)

(免状の再交付の手續)

第四十条 ガス主任技術者免状の記載事項に変更を生じ、又はガス主任技術者免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第三十二のガス主任技術者免状再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第三十三条の二第一項の規定により免状交付

事務の委託を行う場合は、様式第三十三のガス主任技術者免状再交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

2 前項のガス主任技術者免状再交付申請書には、記載事項に変更を生じ、汚し、若しくは損じたガス主任技術者免状又はガス主任技術者免状を失つたことを証する書類を添付しなければならない。

(ガス主任技術者試験の実施細目)

第四十一条 ガス主任技術者試験は、次に掲げる科目の範囲内で、筆記試験によつて行う。

- 一 ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）
- 二 ガスに関する物理及び化学理論
- 三 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術
- 四 ガス工作物の構造及び機能
- 五 ガスの成分分析及び熱量等の測定
- 六 ガス器具の構造及び機能

第四十二条 前条に規定するもののほか、ガス主任技術者試験を行う場所及び期日、ガス主任技術者試験受験願書の提出期限その他ガス主任技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、告示する。

第四十三条 ガス主任技術者試験に合格した者の受験番号は、官報に公示する。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第四十四条 令第二条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第三目 工事計画及び検査

(削る)

(工事計画の届出)

第九十七条 法第六十八条第一項の経済産業省令で定めるガス工
作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の
種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第六十八条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な
変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の
変更とする。

3 法第六十八条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は
、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以
外の場合とする。

第九十八条 法第六十八条第一項又は第二項の規定による届出を
しようとする者は、様式第二十八の工事計画(変更)届出書に
次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出
が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付す
ることを要しない。

- 一 委託契約代金に関する事項
- 二 指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項

(免状交付事務に係る公示)

第四十五条 令第二条第二号の規定による公示は、次に掲げる事
項を明らかにすることにより行うものとする。

- 一 委託に係る免状交付事務の内容
- 二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

(新設)

第三款 工事計画及び検査

(工事計画の届出)

第四十六条 法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定めるガ
ス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工
事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第三十六条の二第二項ただし書の経済産業省令で定める軽
微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以
外の変更とする。

3 法第三十六条の二第八項ただし書の経済産業省令で定める場
合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場
合以外の場合とする。

第四十七条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定による届
出をしようとする者は、様式第三十四の工事計画(変更)届出
書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その
届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添
付することを要しない。

一〇四 (略)

2 (略)

3 別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第六十八条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第九十九条 法第六十八条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第一百条 法第六十八条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第一百三十三条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査)

第一百一条 法第六十八条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第六十九条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一〇四 (略)

2 (略)

3 別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第三十六条の二第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第四十八条 法第三十六条の二第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第四十九条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十二条において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第四十七条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査)

第五十条 法第三十六条の二第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第三十六条の二の二第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第二百二条 法第六十九条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

2 法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第二百三条 法第六十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三 法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四 (略)

(使用前自主検査等の記録の作成及び保存)

第四百四条 法第六十九条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

第五十一条 法第三十六条の二の二第一項の検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

2 登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第五十二条 法第三十六条の二の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、第一百十三条の二の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四 (略)

(使用前自主検査等の記録の作成及び保存)

第五十三条 法第三十六条の二の二第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 自主検査年月日
- 二 自主検査の対象
- 三 自主検査の方法
- 四 自主検査の結果
- 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
- 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

2 (略)

(電磁的方法による保存)

第一百五条 法第六十九条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(仮合格の承認)

第一百六条 登録ガス工作物検査機関は、法第七十条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(定期自主検査)

第一百七条 法第七十一条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用される

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関の検査の結果

2 (略)

(電磁的方法による保存)

第五十四条 法第三十六条の二の二第三項に規定する使用前自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(仮合格の承認)

第五十五条 登録ガス工作物検査機関は、法第三十六条の二の三第一項の承認を受けようとするときは、様式第三十六の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(定期自主検査)

第五十六条 定期自主検査は、次に掲げる方法で検査するものとする。

ものを除く。)であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一 ガス発生設備(移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備(気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。))を除く。
()、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備(小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。)、導管及び整圧器

二 熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2 法第七十一条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第百八条 法第七十一条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 法第三十六条の二の四の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物(不活性のガス(空気を含む。))又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。)であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一 ガス発生設備(移動式ガス発生設備、特定ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備(気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。))を除く。()、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備(小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。)、導管及び整圧器

二 熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

第五十七条 定期自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第十三条の二の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

(定期自主検査の記録の作成及び保存)

第九九条 法第七十一条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 自主検査年月日
 - 二 自主検査の対象
 - 三 自主検査の方法
 - 四 自主検査の結果
 - 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
 - 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第一百十條 法第七十一条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(削る)

(削る)

(定期自主検査の記録の作成及び保存)

第五十七条の二 定期自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 定期自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第五十七条の三 法第三十六条の二の四に規定する定期自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2・3 (略)

第四款 指定試験機関

(指定試験機関の指定の申請)

第五十八条 法第三十四条第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第三十七の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(削る)

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定試験機関の名称等の届出)

第五十九条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(削る)

第六十条 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
- 三 新設又は廃止の理由

(試験事務規程の認可の申請)

第六十一条 指定試験機関は、法第三十六条の五第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(削る)

(削る)

(試験事務規程の記載事項)
第六十二条 法第三十六条の五第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格通知書の交付及び再交付に関する事項
- 四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(削る)

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第六十三条 指定試験機関は、法第三十六条の五第一項 後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第六十四条 指定試験機関は、法第三十六条の六の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲
- 二 試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

(削る)

(削る)

三 試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第六十五条 指定試験機関は、法第三十六条の人の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由

(試験員の要件)

第六十六条 法第三十六条の十第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号)第十一条の規定による改正前の法第四十五条の二第一項のガス工作物検査官の職にあつた者

三 甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの

四 乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの

五 前各号に掲げる者と同年以上の知識及び経験を有している者と経済産業大臣が認める者

(削る)

(削る)

(試験員の選任又は変更の届出)

第六十七条 法第三十六条の十第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、同条第一項の試験員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(試験結果の報告)

第六十八条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)

第六十九条 法第三十六条の十四に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 合格者の氏名
- 二 合格者の生年月日
- 三 合格者の住所
- 四 合格者の本籍地
- 五 合格通知書の番号
- 六 合格した試験の種類

(電磁的方法による保存)

(削る)

(削る)

(削る)

第六十九条の二 前条各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に依り電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十六条の十四に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第七十条 法第三十六条の十四の経済産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。

(削る)

(試験事務の引継等)

第七十一条 指定試験機関は、法第三十六条の十五第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(削る)

(公示)

第七十二条 経済産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第三十四条第三項の指定をしたとき。

- | |
|-------------------------|
| 一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 |
| 二 行うことのできる試験事務の範囲 |

	<p>法第三十六条の六の許可をしたとき。</p>	<p>法第三十六条の十三の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第三十六条の十五第一項の</p>
<p>三 指定をした年月日</p>	<p>一 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 休止し、又は廃止する試験事務の範囲</p> <p>三 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日</p> <p>四 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつてはその期間</p>	<p>一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合に於ては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間</p>	<p>一 試験事務の全部又は一</p>

規定により経済産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

部を行うこととした年月日
二 行うこととする試験事務の範囲及びその期間

法第三十六条の十五第一項の規定により経済産業大臣が自ら行っていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。

一 試験事務の全部又は一部を行わないこととした年月日
二 行わないこととした試験事務の範囲

第五款 登録ガス工作物検査機関

(削る)

(登録の申請)

第七十二条の二 法第三十六条の十六の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第三十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 登録申請者が法第三十六条の十七各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 検査の業務を行う者が法第三十六条の十八第一項第一号の要件に適合することを説明した書類
- 四 登録申請者が法第三十六条の十八第一項第二号の要件に適合することを説明した書類

(附属設備)

第七十二条の三 法第三十六条の十六第一号の経済産業省令で定

(削る)

(削る)

(削る)

- める附属設備は、次のとおりとする。
- 一 調整装置
 - 二 特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁

(登録の更新の手続)

第七十二条の四 法第三十六条の十九第一項の規定により、登録ガス工作物検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第七十二条の二及び第七十二条の三の規定を準用する。

(検査の方法)

第七十二条の五 法第三十六条の二十第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十六条の二の二第一項に規定するガス工作物の工事が法第三十六条の二第二項又は第二項の規定による届出をした工事の計画(同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従って行われたものであることを確認できる方法
- 二 法第三十六条の二の二第一項に規定するガス工作物が法第二十八条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できる方法

(事業所の変更の届出)

第七十二条の六 登録ガス工作物検査機関は、法第三十六条の二の十一の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第三十九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

(削る)

(削る)

(削る)

第七十二条の七 登録ガス工作物検査機関は、法第三十六条の十二第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第四十による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十六条の二十二第一項 後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第三十六条の二十二第二項 の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 検査の申請書の保存に関する事項
- 八 検査の方法に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第七十二条の八 登録ガス工作物検査機関は、法第三十六条の二十三の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第四十の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第七十二条の九 法第三十六条の二十三の二第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面

(削る)

(削る)

(削る)

又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十六条の二十三の二第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第七十二条の十 法第三十六条の二十七の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一 検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査の申請を受けた年月日

三 検査対象ガス工作物の名称及び所在地

四 検査を行ったガス工作物の概要

五 検査を行った年月日

六 検査を実施した検査員の氏名

七 検査の概要及び結果

2 登録ガス工作物検査機関は、法第三十六条の二十七の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(削る)

(電磁的方法による保存)
第七十二条の十一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十六条の二十七に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

(削る)

(業務の引継ぎ)

第七十二条の十二 登録ガス工作物検査機関は、法第三十七条第二項の規定により経済産業大臣が同項の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
- 三 その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

(削る)

第三章 簡易ガス事業

(特定ガス大口供給)

(削る)

第七十三条 法第三十七条の六の二の経済産業省令で定める要件

は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- 一 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で千立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
- 二 当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給し

(削る)

たガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかった場合には、ガスの使用者が特定ガス大口基準未達補償料をガスの供給者に支払う旨を約していること。

- 2| 第一項第二号の特定ガス大口基準未達補償料は、千立方メートルのガスの量から実際の年間ガス供給量を減じたものに、ガス料金のうちガスの供給量に応じて算定した料金の年間の総額を実際の年間ガス供給量で除したものを掛けて得られる金額以上でなければならない。

(許可の申請)

- 第七十四条 法第三十七条の三第一項の申請書は、様式第四十一によるものとする。

- 2| 法第三十七条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一| 供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図及び供給地点の位置を記載した図面

二| 簡易ガス事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給地点の需要の見込みを記載した書類

三| ガス工作物に関するイからニまでの事項を記載した書類及びホの事項を記載した図面並びに別表第三の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類

イ| 特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠

ロ| 特定ガス発生設備については、当該特定ガス発生設備に属する容器の高圧ガス保安法又は液化石油ガス法に規定する規格又は技術上の基準に対する適合性

ハ| 主要な導管の内径別、圧力別及び材質別の総延長

ニ| 特定ガス工作物及び主要な導管の工事の着手及び完了の予

定期日

ホ 特定ガス工作物及び主要な導管の配置の状況

四 様式第四十二の工事費概算書

五 設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類

六 簡易ガス事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書

七 主たる技術者の履歴書

八 特定ガス発生設備の設置の場所の自然条件及び社会環境（ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に影響があるものに限る。）に関する説明書

九 簡易ガス事業を営むことに関する供給地点における供給の相手方との契約書の写し

十 申請者が会社又は組合の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 申請者が会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十二 申請者が会社又は組合以外の者である場合であつて、事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

十三 申請者が事業を行おうとする供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にある場合は、法第三十七条の四第三号及び第四号に適合することを説明する書類であつて、経済産業大臣が定めるもの

3 法第三十七条の二の許可を受けようとする者が申請に係る供給地点群を管轄する経済産業局の管轄区域内において、一以上の供給地点群について同条の許可を受けている場合にあつては

(削る)

前項第十号の書類並びに第十一号の定款、登記事項証明書及び役員の履歴書は、同項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(事業の開始の届出)

第七十五条 第七条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(供給地点等の変更の許可申請)

第七十六条 法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第一項の規定により供給地点及びその数の変更の許可を受けようとする者は、様式第四十四の供給地点等変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、供給地点の分割又は統合による供給地点数の増加又は減少であつてその増加又は減少の数が七十未満である場合には第三号から第七号までの書類を、工作物、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には第五号から第七号までの書類をそれぞれ添付することを要しない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給地点の位置を記載した図面

三 供給地点を増加する場合は、増加する供給地点に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその供給地点の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給地点の変更に伴い設置する主要な導管に関する第七十条第二項第三号ハの事項を記載した書類及びその配置の状況を記載した図面

(削る)

(削る)

- 五 供給地点を増加する場合は、様式第四十二の工事費概算書
- 六 供給地点を増加する場合は、設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類
- 七 供給地点を増加する場合は、増加する供給地点に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書
- 八 供給地点を増加する場合は、増加する供給地点に関する第七十四条第二項第九号及び第十三号の書類

(特定ガス工作物の変更の届出)

第七十七条 法第三十七条の七第一項において準用する法第九条第一項の規定により特定ガス工作物について重要な変更を行うとする者は、様式第四十五の特定ガス工作物変更届出書に次の書類を添えて届出なければならない。

- 一 変更が特定ガス発生設備の新設又は増設に係る場合は、新設し、又は増設しようとする特定ガス発生設備に属する容器の高圧ガス保安法又は液化石油ガス法に規定する規格又は技術上の基準に対する適合性に関する説明書
- 二 変更が特定ガス工作物の構造に係る場合は、変更に係る別表第三の上欄に掲げる特定ガス工作物の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類
- 三 変更後の当該特定ガス工作物の配置の状況を記載した図面

(重要な変更)

第七十八条 法第三十七条の七第一項において準用する法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

- 一 特定ガス発生設備に関する事項の変更であつて、特定ガス

(削る)

(削る)

発生設備の能力別の数のみの変更以外の変更又は特定ガス発生設備の能力別の数のみの変更(特定ガス発生設備の設置を伴うものを除く。)であつて、その変更する能力が当該特定ガス発生設備の供給に係る供給地点群の供給地点に係る特定ガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの若しくは特定ガス発生設備の設置を伴うもの

二 前号に掲げる場合を除き、特定ガス工作物の構造の変更であつて、別表第四の中欄に掲げる変更の工事を伴うもの

第七十九条 第十一条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第九条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(供給地点等の増加に伴う事業開始の届出)

第八十条 第七条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第三項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第八十一条 法第三十七条の七第一項において準用する法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第四十六の事業譲渡譲受認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類
- 二 譲渡しに関する契約書の写し
- 三 事業の一部を譲渡する場合は、譲渡しようとする事業に係る供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図及びその供給地点の位置を記載した図面

(削る)

- 四 譲渡価格及びその算出の根拠を記載した書類
 - 五 譲受けに要する資金の額及び調達方法
 - 六 事業の一部を譲渡する場合は、譲渡し人及び譲受け人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書
 - 七 事業の全部を譲渡する場合は、譲受け人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書
 - 八 譲受け人が簡易ガス事業者（譲受けに係る供給地点群を管轄する経済産業局の管轄区域内において一以上の供給地点群について法第三十七条の二の許可を受けている者に限る。）以外の者であつて、会社若しくは組合又はこれらの発起人である場合は、第七十四条第二項第十号又は第十一号の書類
 - 九 譲受け人が会社又は組合以外の者である場合であつて、事業を行つているときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (法人の合併及び分割の認可申請)
- 第八十二条 法第三十七条の七第一項において準用する法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第九の合併認可申請書又は様式第十の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
 - 二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 三 事業の一部を承継させる分割をする場合は、分割をしようとする事業に係る供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図及びその供給地点の位置を記載した図面

四 合併又は分割の条件に関する説明書

五 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書（事業の全部を承継させる分割をする場合は、当該事業の全部を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の収支見積書）

六 当事者の一方が他の当事者である簡易ガス事業者の供給地点群を管轄する経済産業局の管轄区域内において一以上の供給地点群について法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者以外の者であつて、会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により簡易ガス事業の全部若しくは一部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

（地位の承継の届出）

第八十二条の二 第十五条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第十一条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

（事業の休止及び廃止の許可申請）

第八十三条 法第三十七条の七第一項において準用する法第十三条第一項の許可を受けようとする者は、様式第四十七の事業休止（廃止）許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三号の書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

（削る）

（削る）

(削る)

- 二 事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類
- 三 事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四十三の収支見積書

(法人の解散の認可申請)

第八十四条 第十七条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第十三条第二項の認可を受けようとする者に準用する。

(供給約款)

第八十五条 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用地点
- 二 料金
- 三 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額決定の方法
- 五 ガス使用量の計測方法及び料金その他の使用者が負担すべきものの徴収の方法
- 六 使用者に供給するガスの成分に関する事項
- 七 ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
- 八 ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法
- 九 導管、器具、機械その他の設備に関する簡易ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項
- 十 供給の停止又は使用の廃止に関する事項

(削る)

(削る)

十一 前各号に掲げるもののほか、簡易ガス事業者及び使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項

十二 実施期日

第八十六条 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第一項の規定により供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十三の供給約款設定認可申請書に、供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類

二 使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

2 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第一項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十四の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三 前条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類

四 前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

(削る)

第八十六条の二 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第三項の経済産業省令で定めるガスの料金を引き下げる場合その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見

- 込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第八十六条の三の三までにおいて同じ。）（以下この条から第八十六条の三の三までにおいて「供給約款」という。）の変更とする。
- 一 供給約款によりガスの供給を受け、現にガスを使用している者（以下この条において「ガス使用者」という。）の料金等を変更する場合であつて、当該ガス使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに当該ガス使用者のガスの使用量及び料金の一部を原料価格に応じ変動させることを定めた供給約款の場合にあつては原料価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかのガス使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他のガス使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合
- 二 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、ガス使用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合
- 四 適用地点を変更する場合であつて、法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第一項の規定による供給地点の増加に係る変更に伴う場合、住居表示の変更に伴う場合並びにいずれのガス使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 五 ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法を変更する場合

(削る)

- であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合
- 六 導管、器具、機械その他の設備に関する簡易ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の負担も増加しない場合
- 七 ガス使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から簡易ガス事業者が当該ガス使用者に対するガスの供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれのガス使用者に対する期間も短縮されない場合
- 八 ガスの供給を停止できる条件又はガスの需給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれのガス使用者に対する条件も不利なものとならない場合
- 九 ガス使用者が選択しうる事項を追加する場合
- 十 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合であつて、いずれのガス使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 第八十六条の三 法第三十七条の七第一項において準用する法第三十七条第四項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三 第八十五条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）は、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類
- 四 第八十五条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の

(削る)

額の減少のみに対応する場合に限る。)は、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類

五 第八十五条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

第八十六条の三の二 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(簡易ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加に対応する場合
- 二 消費税等相当額の増加に対応する場合

(削る)

第八十六条の三の三 法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の二の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三 第八十五条第二号の事項の変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするときは、簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類
- 四 第八十五条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

(削る)

(選択約款)

第八十六条の四 法第三十七条の七第一項において準用する法第三十七条第十一項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 名称
 - 二 目的
 - 三 適用条件
 - 四 料金
 - 五 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法
 - 六 前二号に掲げるもののほか、使用者が負担すべきものがあるときは、その事項及び金額又は金額決定の方法
 - 七 ガス使用量の計測方法及び料金その他の使用者が負担すべきものの徴収の方法
 - 八 使用者に供給するガスの成分に関する事項
 - 九 供給するガスの圧力に関する事項
 - 十 ガスの使用の申込みに対する取扱いの方法
 - 十一 導管、器具、機械その他の設備に関する簡易ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項
 - 十二 供給の停止又は使用の廃止に関する事項
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、簡易ガス事業者及び使用者の責任に関する事項その他ガスの供給条件に関する事項があるときは、その事項
 - 十四 有効期間を定めるときは、その期間
 - 十五 実施期日
- 2 前項第四号から第十三号までの事項は、当該事項について供給約款を準用する場合は、その旨を記載することをもつてこれに代えることができる。

(削る)

第八十六条の五 法第三十七条の七第一項において準用する法第三十七条第十二項の規定による選択約款の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の三の選択約款届出書に当該選択約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 当該選択約款が当該簡易ガス事業者の簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資する理由を記載した書類

二 当該選択約款で設定する料金に関する書類であつて、次のいずれかのもの

イ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類

ロ イ以外の方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類及び様式第十四の四の収支予測書

2 法第三十七条の七第一項において準用する法第三十七条第十二項の規定による選択約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十四の五の選択約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の選択約款

三 変更しようとする当該選択約款で設定する料金に関する書類であつて、次のいずれかのもの

イ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法により当該料金を設定する場合はその旨を記載した書類

ロ イ以外の方法により当該料金を設定する場合はその旨を

記載した書類及び様式第十四の四の収支予測書

(削る)

(供給約款等以外の供給条件の認可申請)

第八十七条 法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けようとする者は、様式第四十七の二の特別供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 第八十五条第二号から第四号まで又は第八十六条の四第一項第四号から第六号までの事項の変更をしようとするときは、料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

(熱量、圧力及び燃焼性の測定方法)

第八十八条 第二十一条及び第二十一条の二の規定は、法第三十条の七第一項において準用する法第二十一条の規定により熱量等を測定しようとする者に準用する。この場合において、第二十一条中「調整器」とあるのは、「調整装置」と読み替えるものとする。

(削る)

(保安規程)

第八十九条 法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 ガス工作物の工事、維持または運用に関する業務を管理する者の職務および組織に関すること。

二 ガス主任技術者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

- 三| ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
 - 四| ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安のための巡視、点検および検査に関すること。
 - 五| ガス工作物の運転または操作に関すること。
 - 六| 導管の工事の方法に関すること。
 - 七| 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
 - 八| ガス工作物の工事、維持または運用に関する保安についての記録に関すること。
 - 九| ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者であつて、保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
 - 十| その他ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安に關し必要な事項
- 2|
- 強化地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
- 一| 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
 - 二| 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
 - 三| 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
 - 四| 警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。
 - 五| 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。
 - 六| 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に關し採るべき措置

に係る教育、訓練及び広報に関すること。

七 その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関すること。

3 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十七条の七第三項において準用する法第

(削る)

三十条第二項の規定による届出をしなければならない。

6| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

7| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定の日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。

第九十条 第三十二条第一項の規定は、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の規定による届出をしようとする者に準用する。

2| 第三十二条第二項の規定は、法第三十七条の七第三項におい

て準用する法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(ガス主任技術者の選任等)

第九十一条 法第三十七条の七第一項において準用する法第三十条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、一の供給地点群に係る特定製造所ごとに甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状又は丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。

2 簡易ガス事業者（一般ガス事業者であつて、その供給区域以外の地域において簡易ガス事業を営む者を含む。）は、告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。

第九十二条 第三十五条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(使用前検査)

第九十三条 法第三十七条の七第二項において準用する法第三十六条の二の二第一項の経済産業省令で定めるガス工作物は、特定ガス工作物とする。

第九十四条 第五十一条の規定は、法第三十七条の七第二項において準用する法第三十六条の二の二第一項の検査を受けようとする者に準用する。

第九十五条 法第三十七条の七第二項において準用する法第三十

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

六条の二の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 第一百十三条の二の規定による承認であつて同条の表第五号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、産業保安監督部長が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

三 別表第四の上欄に掲げる工事の種類に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係る特定ガス工作物を使用する場合

第九十六条 第五十三条の規定は、法第三十七条の七第二項において準用する法第三十六条の二の二第三項の規定による簡易ガス事業者の自主検査の記録の作成及び保存に準用する。

(電磁的方法による保存)

第九十六条の二 第五十四条の規定は、法第三十七条の七第二項において準用する法第三十六条の二の二第一項の規定による簡易ガス事業者の自主検査の記録の作成及び保存に準用する。

(新設)

(新設)

第四章 ガス導管事業

(ガス導管事業の届出)

第九十七条 法第三十七条の七の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一の七のガス導管事業(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

(削る)

(削る)

第二節 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(削る)

(特定ガス導管事業の届出)

第一百十一条 法第七十二条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七十二条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

3 法第七十二条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う特定ガス導管事業以外の事業の概要

4 法第七十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図

二 ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面

三 供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

四 主たる技術者の履歴書

五 届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

六 届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

(供給地点の変更の届出)

第一百十二条 法第七十二条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

一 特定導管及びこれに附属する設備の概要

二 特定導管の設置の位置を明示した地形図

(新設)

(新設)

第九十七条の二 法第三十七条の七の二第七項の規定による届出

をしようとする者は、様式第二十一の七のガス導管事業(変更

届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更する特定導管及びこれに附属する設備の概要

三 変更する特定導管の設置の位置を明示した地形図

2 前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条

第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

(ガス工作物の変更の届出)

第百十三条 法第七十二条第七項の規定による特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの(ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)とする。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更工事の概要の説明書
- 三 変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

(軽微な変更)

第百十四条 法第七十二条第八項において読み替えて準用する第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二A及び十三Aのガスグループ内の変更とする。

(氏名等の変更の届出)

第百十五条 法第七十二条第九項の規定による同条第一項第一号

(新設)

(新設)

(軽微な変更)

第九十七条の三 法第三十七条の七の二第八項の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、一二A及び一三Aのガスグループ内の変更とする。

(新設)

、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定ガス導管事業者の地位の承継の届出)

第一百六条 法第七十三條第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十三の特定ガス導管事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定ガス導管事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 特定ガス導管事業者の地位を承継した者が特定ガス導管事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

(特定ガス導管事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第一百七條 法第七十四條第一項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第五十九の特定ガス導管事業休止(廃止)届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一 休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二 休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

(新設)

(事業の廃止の届出)

第九十七條の四 法第三十七條の七の二第九項の規定によるガス導管事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第四十七の三のガス導管事業廃止届出書を提出しなければならない。

2 | 法第七十四条第二項の規定による特定ガス導管事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(削る)

(新設)

(大口供給の届出)

第九十七条の五 法第三十七条の七の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 供給する場所
- 二 供給開始予定年月日
- 三 ガスの種類及び熱量
- 四 ガスの年間供給量

2 | 法第三十七条の七の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十八の大口供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し(当該契約書の写しの提出が困難と認められる理由がある場合には、その理由を記載した書類及び第三条に規定する大口供給の要件を満たしていることを明らかにする書類)

- 三 供給するために設備を設置する場合には、その設備の概要
- 四 供給地点の位置及び供給するために設置する導管(特定導管に該当するものを除く。)の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

3 | 前項第二号括弧書に規定する書類を提出した場合には、契約の締結後速やかに、当該契約書の写しを提出しなければならない。

(特定供給の届出)

(削る)

第九十七条の六 法第三十七条の七の四の規定による届出をしようとする者は、様式第五十の特定供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給の相手方との契約書の写し
- 二 供給地点の位置を明示した図面
- 三 供給の相手方との関係を記載した書類

(地位の承継の届出)

第九十七条の七 法第三十七条の八において準用する法第十一条の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第五十一のガス導管事業承継届出書を提出しなければならない。

(準用)

第九十七条の八 第二十一条から第二十二条の六まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第四十六条から第五十四条まで及び第五十六条から第五十七条の三までの規定は、ガス導管事業者に関し準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十一条の二	法第二十一条	法第三十七条の八において準用する法第二十一条
一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一	ガス導管事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの	

(削る)

(削る)

	<p>の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの （供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）</p>	
<p>第二十二條から第二十二條の五まで</p>	<p>法第二十二條</p>	<p>法第三十七條の八において準用する法第二十二條</p>
<p>第二十二條の六</p>	<p>二 法第二十二條の二</p>	<p>法第三十七條の八において準用する法第二十二條の二</p>
<p>第二十九條及び第三十條</p>	<p>法第二十九條</p>	<p>法第三十七條の八において準用する法第二十九條</p>
<p>一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの （供給区域内に</p>	<p>ガス導管事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの</p>	

第二款 業務

(託送供給約款において定めるべき事項)

第百十八条 法第七十六条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

第三十一条	法第三十条	法第三十七条の八において準用する法第三十条	おけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。)
第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条から第五十条まで	法	法第三十七条の八において準用する法	
第五十一条から第五十四条まで	法第三十六条の二の二	法第三十七条の八において準用する法第三十六条の二の二	
第五十六条及び第五十七条の三	法第三十六条の二の四	法第三十七条の八において準用する法第三十六条の二の四	

(新設)

(新設)

- 一 連結託送供給に関する次に掲げる事項
- イ 適用範囲
- ロ 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
- ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- ニ ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
- ホ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
- ヘ 託送供給に附帯する業務に関する事項
- ト 導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
- チ ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
- リ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- ル 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- ヲ 導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
- ワ 実施期日
- 二 託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に

関する事項

- 二 ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- ホ ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
- ヘ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
- ト 託送供給に附帯する業務に関する事項
- チ 導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
- リ ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
- ヌ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- ル イからヌまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- ヲ 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- ワ 導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
- カ 実施期日

(託送供給約款の届出等)

第一百十九条 法第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十五の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十

(新設)

三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七（同令第三十七条第二項の規定により選択的託送供給約款料金を設定しない場合には同令様式第十七第一表。以下同じ。）の書類

二、ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

三、ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類

四、供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

第二百二十条 法第七十六条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて提出しなければならない。

第二百二十一条 法第七十六条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに様式第六十六の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約

（新設）

（新設）

款

三 第一百八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては次に掲げる書類

イ ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七の書類

ロ ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足の書類並びに第五表及び第五表補足の書類

ハ ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類

ニ イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十八条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十八の書類

四 第一百八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

（託送供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第二百二十二条 法第七十六条第三項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十七の託送供給特例認可（承認）申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない

（新設）

ない。

- 一 法第七十六条第一項本文の認可を受けた託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合に於ては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給約款の公表)

第二百二十三条 法第七十六条第五項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(託送供給条件の届出等)

第二百二十四条 法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十一の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第二百二十五条 ガスを供給する事業を営む他の者にガスを供給しようとする承認特定ガス導管事業者（前条に該当する者を除く

(新設)

(新設)

(新設)

。は、その実施の日の十日前までに、様式第五十第二表を経済産業大臣に提出するものとする。

(熱量等の測定方法)

第二百二十六条 法第七十八条の規定による熱量等の測定は、次の

各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

一 熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口(当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣(その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。)が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。)において、告示で定める方法により測定すること。

二 圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三 燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウオツベ指数について告示で定める方法により測定すること。

2 | 災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

(新設)

3 法第七十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一 熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三 可燃性の測定の結果については、様式第十三によること。

4 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第二百二十七条 法第七十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(供給計画の期間)

第二百二十八条 法第八十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

2 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する導管が接続する特定ガス導管事業者にあつては

(新設)

(新設)

、前項の規定にかかわらず、五年とする。

(供給計画の届出)

第二百二十九条 法第八十一条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他の特定ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第八十一条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第六十一の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(供給計画の公表)

第三百三十条 法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区域別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画その他の事項とする。

2 特定ガス導管事業者は前項に掲げる事項を営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

第三款 ガス工作物に係る規定の準用

第三百三十一条 第九十二条から第二百五条まで及び第一百七条から第

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

百十条までの規定は、特定ガス導管事業者に関し準用する。この場合において、これらの規定中「法」とあるのは、「法第八十四条第一項において準用する法」と読み替えるものとする。

2 第八十九条の規定は、法第八十四条第二項において準用する法第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物に関し準用する。

第三節 導管の接続に係る努力義務等

（導管の接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための措置）

第三百三十二条 法第八十五条第一項の経済産業省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続
- 二 前号の導管の接続の検討に関連する情報の提供又は公表
- 三 前二号に掲げるもののほか、他のガス導管事業者との間の導管の接続を円滑に行うための措置

（協議の開始又は再開の命令）

第三百三十三条 法第八十五条第三項の規定による協議の開始又は再開の申立てをしようとする者は、様式第六十七の協議開始（再開）命令申立書に申立てに至つた経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申立書を受け付けたときは、協議を求められたガス導管事業者に対し、遅滞なく当該申立書の写しを送付するものとする。

3 前項のガス導管事業者は、第一項の申立書について意見があるときは、経済産業大臣に意見書を提出することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

(裁定)

第三百三十四条 法第八十五条第四項の裁定を申請しようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項中「協議を求められた」とあるのは、「協議の相手方たる」と読み替えるものとする。

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出

(ガス製造事業の届出)

第三百三十五条 法第八十六条第一項の規定によるガス製造事業の届出をしようとする者は、様式第六十九のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第八十六条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行うガス製造事業以外の事業の概要

3 法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面

二 届出者が連名で届け出た場合にあつては、届出者間の関係
を記載した書類

三 主たる技術者の履歴書

四 届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

び登記事項証明書

五 届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

六 届出者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

4 法第八十六条第三項の規定によるガス製造事業の届出に係る事項の変更の届出をしようとする者は、様式第七十のガス製造事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(ガス製造事業者の地位の承継の届出)

第三百三十六条 法第八十七条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七十一のガス製造事業承継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(ガス製造事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第三百三十七条 法第八十八条第一項の規定によるガス製造事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式七十二のガス製造事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第八十八第二項の規定によるガス製造事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第七十三の解散届出書を、経済産業大臣に提出するものとする。

第二節 業務

(ガス受託製造約款において定めるべき事項)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百三十八条 法第八十九条第一項のガス受託製造約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用範囲
- 二 料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 三 液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関する費用の負担に関する事項
- 四 前二号に掲げるもののほか、ガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
- 五 ガス製造量の計測方法及び料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法
- 六 原料として得る液化ガスの熱量等の範囲、組成その他の液化ガスの受入条件に関する事項
- 七 液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関するガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項
- 八 ガス受託製造の制限又は停止並びに解除に関する事項
- 九 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、ガス受託製造に係る条件又はガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- 十一 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- 十二 実施期日

(ガス受託製造約款の届出等)

第三百三十九条 法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、

(新設)

(新設)

様式第七十四のガス受託製造約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類及び料金の算定方法若しくは算定の基礎となる項目又はガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書
- 二 ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 | 法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十五のガス受託製造約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前のガス受託製造約款

三 前条第二号の事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四 前条第三号及び前条第四号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法若しくは算定の基礎となる項目又はガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

3 | 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(ガス受託製造約款以外の条件の承認の申請)

第四百四十条 法第八十九条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第七十六のガス受託製造特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 ガス受託製造約款以外の条件によるガス受託製造を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(ガス受託製造約款の公表)

第四百四十一条 法第八十九条第四項の規定によるガス受託製造約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

(液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務)

第四百四十二条 法第九十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備における液化ガスの貯蔵の余力の見通し

二 その維持し、及び運用するガス発生設備におけるガスの製造の余力の見通し

三 ガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が利用することができる船舶の種類及び船型並びに液化ガスの種類及び品質

(新設)

(新設)

(新設)

四 配船計画の策定期の見通し

2 法第九十条第一項の規定による公表は、毎年度七月末日までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

3 前項の規定により公表する事項は、公表することができる直近の事項でなければならない。

第四百三十三条 法第九十条第二項の経済産業省令で定める軽微な変更は、前条第一項第一号及び第二号の余力の見通しに係る変更であつて、需要変動、配船変更その他の日々の変動に基づくものとする。

(熱量等の測定方法)

第四百四十四条 法第九十一条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス小売事業（大口供給のみを行うものに限る。）の用に供するガスを製造する場合にあつては、熱量等を測定することを要しない。

一 熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。

二 圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口及び経済産業

(新設)

(新設)

大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。

三 燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口において、燃焼速度及びウォツベ指数について告示で定める方法により測定すること。

2 災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

3 法第九十一条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一 熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。

二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三 燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

4 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四百四十五条 法第九十一条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定

(新設)

める基準を確保するよう努めなければならない。

(製造計画の期間)

第四百四十六条 法第九十三条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

2 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備が接続するガス製造事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

(製造計画の届出)

第四百四十七条 法第九十三条第一項の規定によるガスの製造計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス製造事業に関する事項を記載した様式第七十七の製造計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第九十三条第二項の規定によるガスの製造計画の変更の届出をしようとする者は、様式第七十八の製造計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節 ガス工作物

第一款 自主的な保安

(保安規程)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四百四十八条 法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項につ

いて定めるものとする。

- 一 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
 - 二 ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
 - 三 ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
 - 四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く）。
 - 五 ガス工作物の運転又は操作に関すること。
 - 六 導管の工事の方法に関すること。
 - 七 導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
 - 八 導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
 - 九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
 - 十 ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
 - 十一 ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
 - 十二 その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に關し必要な事項に関すること。
- 2| 強化地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項に

（新設）

において同じ。)にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 警戒宣言の伝達に関すること。

二 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

三 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。

四 警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。

五 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。

六 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。

七 その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関すること。

3 | 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七條第二項の規定による届出をしなければならない。

4 | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者(同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。)にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安

規程に定めるものとする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしななければならない。

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千

島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定の日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

8 電気事業法が適用されるガス工作物を設置するガス製造事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないのである。

第四百四十九条 法第九十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

2 法第九十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(ガス主任技術者の選任等)

第一百五十条 法第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、第二十六条第一項の表の上欄に掲げる事業場(電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。)(ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

2 ガス製造事業者は、第二十六条第一項の表第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第

(新設)

(新設)

四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

(実務の経験)

第百五十一条 法第九十八条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととする。

2 前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

3 前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 実務の経験に関する説明書

二 履歴書

(ガス主任技術者の選解任の届出)

第百五十二条 法第九十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

第二款 工事計画及び検査

(工事計画の届出)

第百五十三条 法第一百一条第一項の経済産業省令で定めるガス工

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依りて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第百一条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第百一条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第百五十四条 法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に依りて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第百一条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類の

（新設）

ほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

第百五十五条 法第百一条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第百五十六条 法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第百五十九条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第百五十四条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査)

第百五十七条 法第百一条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第百二条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第百五十八条 法第百二条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するため、に十分な方法で行うものとする。

2 法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第五十九条 法第二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更することにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二 前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三 法第二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四 ガス工作物の設置の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用するすることができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第六十条 法第三条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 自主検査年月日

（新設）

（新設）

-
- 二 自主検査の対象
- 三 自主検査の方法
- 四 自主検査の結果
- 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
- 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果
- 2 前項の記録は、その記録を行った日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。
- （電磁的方法による保存）
- 第六十一条 法第三十二条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
- 3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- （仮合格の承認）
- 第六十二条 登録ガス工作物検査機関は、法第三十二条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二条の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
-

（新設）

（新設）

(定期自主検査)

- 第六十三條 法第四條の經濟産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。
- 一 ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）
 - 二 ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器
 - 二 熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器
- 第六十四條の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。
- 一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
 - 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

(新設)

第六十四條 法第四條の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九條の規定による承認であつて同條の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

(新設)

(定期自主検査の記録の作成及び保存)

第六十五條 法第四條の自主検査の結果の記録は、次に掲げ

(新設)

る事項を記載するものとする。

一 自主検査年月日

二 自主検査の対象

三 自主検査の方法

四 自主検査の結果

五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第六十六条 法第四十条の定期自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

（削る）

（新設）

第五章 一般ガス事業、簡易ガス事業及びガス導管事業以外のガスの供給等の事業

第一節 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口ガス事業

（準用）

(削る)

第九十八条 法第三十七条の九第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 供給する場所
 - 二 供給開始予定年月日
 - 三 ガスの種類及び熱量
 - 四 ガスの年間供給量
- 2 第九十七条の五第二項の規定は法第三十七条の九第一項の届出をしようとする者に準用する。

(削る)

第九十九条 第二十一条、第二十一条の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第四十六条から第五十四条まで及び第五十六条から第五十七条の三までの規定は、大口ガス事業者に関し準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十一条及び 第二十一条の二	法第二十一条	法第三十七条の十において準用する法第二十一条
一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（供給区域内におけるガスメー	大口ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内	

	<p>第二十九条及び 第三十条</p>		<p>第三十一条</p>	<p>第三十二条、第三十三 条及び第三十四 条から第三十五 条から第五十六 条</p>
<p>ターの取付数が百万個 を超えるものを除く。</p>	<p>法第二十九条</p>	<p>一般ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。</p>	<p>法第三十条</p>	<p>法</p>
<p>のみにあるもの</p>	<p>法第三十七条の八において準用する法第二十九条</p>	<p>大口ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの</p>	<p>法第三十七条の十において準用する法第三十条</p>	<p>法第三十七条の十において準用</p>

十条まで

第五十一条から
第五十四条まで

法第三十六条の二の二

する法

法第三十七条の
十において準用
する法第三十六
条の二の二

第五十六条及び
第五十七条の三

法第三十六条の二の四

法第三十七条の
十において準用
する法第三十六
条の二の四

第二節 ガス事業以外のガスの供給等の事業

第百条及び第百一条 削除

(準用)

第百二条 第九十七条の六の規定は、法第三十八条第一項において準用する法第三十七条の七の四の規定による届出をしようとする者に準用する。

第百三条 削除

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(ガス事業以外のガスを供給する事業)

第百六十七条 生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるものに対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事

業に該当するものとする。

(ガス主任技術者の選任)

第百六十八条 法第百五条において準用する法第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル以上のものを構外に有する事業場及び連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル未満であるものを構外に有する事業場であつてその導管により他の場所へ一日につき標準状態において一万立方メートル以上のガスを送出する能力を有するものごとに甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。

2 第二十六条第二項の規定は、準用事業者に準用する。

3 第二十八条の規定は、法第百五条において準用する法第二十条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(事業開始等の届出)

第百六十九条 法第百六条の規定による届出をしようとする者は、様式第七十九の準用事業開始(廃止)届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自ら製造したガスを使用する事業を行う場合にあつては、次の各号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 供給の相手方との契約書の写し
- 二 供給地点の位置を明示した図面
- 三 供給の相手方との関係を記載した書類

(ガス主任技術者の選任)

第百四条 法第三十八条第二項において準用する法第三十一条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル以上のものを構外に有する事業場及び連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル未満であるものを構外に有する事業場であつてその導管により他の場所へ一日につき標準状態において一万立方メートル以上のガスを送出する能力を有するものごとに甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。

2 第三十三条第二項の規定は、準用事業者に準用する。

3 第三十五条の規定は、法第三十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(事業開始等の届出)

第百五条 法第三十八条の二の規定による届出をしようとする者は、様式第五十二の準用事業開始(廃止)届出書を提出しなければならない。

第六章 あつせん及び仲裁
(削る)

第七百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七條の二から第四十七條の七までの規定は、法第七百七條第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七條の二 第一項	令第七條	令第十二條第二項	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第七條において準用する令第七條
		令第十二條第二項	ガス事業法施行令第七條において読み替えて準用する令第十二條第二項
第四十七條の二 第二項及び第四十七條の三	令	令	ガス事業法施行令第七條において読み替えて準用する令
第四十七條の四	令	令	ガス事業法施行令第七條において準用する令

(新設)
第三節 あつせん及び仲裁

第五百五條の二 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七條の二から第四十七條の七までの規定は、法第三十八條の三第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七條の二 第一項	令第七條	令第十二條第二項	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第六條の三において準用する令第七條
		令第十二條第二項	ガス事業法施行令第六條の三において読み替えて準用する令第十二條第二項
第四十七條の二 第二項及び第四十七條の三	令	令	ガス事業法施行令第六條の三において読み替えて準用する令
第四十七條の四	令	令	ガス事業法施行令第六條の三において準用する令

第四十七條の五 第一項	法第三十五條第一 項	ガス事業法（昭和二 十九年法律第五十一 号）第百七條第一項	様式第四十	第四十七條の六 第一項	法第三十六條第一 項	ガス事業法第百七條 第三項	様式第八十	(略)	(略)	第四十七條の七	法第三十五條第一 項	ガス事業法第百七條 第一項	(略)	(略)

第七章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関
第一節 指定試験機関

(指定試験機関の指定の申請)

第百七十一條 法第二十九條第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第八十二の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十七條の五 第一項	法第三十五條第一 項	ガス事業法（昭和二 十九年法律第五十一 号）第三十八條の三 第一項	様式第四十	第四十七條の六 第一項	法第三十六條第一 項	ガス事業法第三十八 條の三第三項	様式第五十二の二	(略)	(略)	第四十七條の七	法第三十五條第一 項	ガス事業法第百三十八 條の三第一項	(略)	(略)

(新設)
(新設)

(新設)

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

- 一| 定款及び登記事項証明書
- 二| 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三| 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四| 役員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第一百七十二条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一| 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
- 二| 変更しようとする日
- 三| 変更の理由

第一百七十三条 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一| 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 二| 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
- 三| 新設又は廃止の理由

(試験事務規程の認可の申請)

(新設)

(新設)

第七十四条 指定試験機関は、法第十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第七十五条 法第十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格通知書の交付及び再交付に関する事項
- 四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第七十六条 指定試験機関は、法第十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第七十七条 指定試験機関は、法第十三条の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第一百七十八条 指定試験機関は、法第十五条の認可を受けよう

とするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任の理由

(試験員の要件)

第一百七十九条 法第一百七十八条第二項の経済産業省令で定める要件

は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号)第十一条の規定による改正前の法第四十五条の二第一項のガス工作物検査官の職にあつた者
- 三 甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの
- 四 乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従

(新設)

(新設)

事した経験を有するもの

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している
と経済産業大臣が認める者

(試験員の選任又は変更の届出)

第八十条 法第一百七条第三項前段の規定による届出をしよう
とする指定試験機関は、選任した試験員の氏名、略歴、担当す
る試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣
に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、
試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解
任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大
臣に届け出なければならない。

(試験結果の報告)

第八十一条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞な
く、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本
籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経
済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第八十二条 法第二百一条に規定する帳簿に記載すべき事項
は、次のとおりとする。

- 一 合格者の氏名
- 二 合格者の生年月日
- 三 合格者の住所
- 四 合格者の本籍地
- 五 合格通知書の番号

(新設)

(新設)

(新設)

六 合格した試験の種類

2 法第二百二十一条の経済産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。

(電磁的方法による保存)

第八十三条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二百二十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(試験事務の引継ぎ等)

第八十四条 指定試験機関は、法第二百二十二条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(公示)

第八十五条 経済産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第二十九条第三項の指定をしたとき。

- 一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 行うことのできる試験

(新設)

(新設)

(新設)

	<p>法第百十三条の許可をしたとき。</p>	<p>法第百二十条第一項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>
<p>事務の範囲 三 指定をした年月日</p>	<p>一 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二 休止し、又は廃止する試験事務の範囲 三 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつてはその期間</p>	<p>一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二 指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合に於ては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間</p>

<p>法第二百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。</p>	<p>法第二百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行っていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。</p>
<p>一 試験事務の全部又は一部を行うこととした年月日 二 行うこととする試験事務の範囲及びその期間</p>	<p>一 試験事務の全部又は一部を行わないこととした年月日 二 行わないこととした試験事務の範囲</p>

第二節 登録ガス工作物検査機関

(登録の申請)

第八十六条 法第二百二十三条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第八十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 登録申請者が法第二百二十四条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 検査の業務を行う者が法第二百二十五条第一項第一号の要件に適合することを説明した書類
- 四 登録申請者が法第二百二十五条第一項第二号の要件に適合することを説明した書類

(附属設備)

(新設)

(新設)

第百八十七条 法第百二十三条第一号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 調整装置
- 二 特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁

(登録の更新の手続)

第百八十八条 法第百二十六条第一項の規定により、登録ガス工

(新設)

作物検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百八十六条及び前条の規定を準用する。

(検査の方法)

第百八十九条 法第百二十七条第二項の経済産業省令で定める方

(新設)

法は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十三条第一項、第六十九条第一項(第八十四条第一項において準用する場合を含む。)、又は第百二条第一項に規定するガス工作物の工事が法第三十二条第一項若しくは第二項、第六十八条第一項若しくは第二項(これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。)、又は第百一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした工事の計画(法第三十二条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第六十八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書(これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。))又は第百一条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従って行われたものであることを確認できる方法

- 二 法第三十三条第一項、第六十九条第一項(第八十四条第一項において準用する場合を含む。)、又は第百二条第一項に規定するガス工作物がそれぞれ法第二十一条第一項、第六十一

条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できる方法

（事業所の変更の届出）

第九十条 登録ガス工作物検査機関は、法第二百二十八条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第八十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（業務規程）

第九十一条 登録ガス工作物検査機関は、法第二百二十九条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第八十五による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

2 前項の規定は、法第二百二十九条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第二百二十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 検査の申請書の保存に関する事項
- 八 検査の方法に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第百九十二条 登録ガス工作物検査機関は、法第百三十条の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第百九十三条 法第百三十一条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(新設)

2 法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第百九十四条 法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

(新設)

一 検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 検査の申請を受けた年月日
 - 三 検査対象ガス工作物の名称及び所在地
 - 四 検査を行ったガス工作物の概要
 - 五 検査を行った年月日
 - 六 検査を実施した検査員の氏名
 - 七 検査の概要及び結果
- 2 登録ガス工作物検査機関は、法第百三十五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百三十五条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第百九十六条 登録ガス工作物検査機関は、法第百三十六条第二項の規定により経済産業大臣が同項の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
- 三 その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

(新設)

(新設)

第八章 雑則

(消費機器に関する周知)

第百九十七条 法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要必要な周知事項は、次のとおりとする。

イ〜ハ (略)

ニ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとりべき緊急の措置及びガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者に対する連絡に関する事項

(削る)

(削る)

ホ 次号の表の上欄(1)に掲げるガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に必要があるとして経済産業大臣が定める事項

ヘ 次号の表の上欄(4)に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項

ト・チ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要必要な事項

二 ガス小売事業者(法第百五十九条第一項に規定するガス小

第六章 雑則

(消費機器に関する周知及び調査)

第百六条 法第四十条の二第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要必要な周知事項は、次のとおりとする。

イ〜ハ (略)

ニ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の探るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項

ホ ガスを新たに使用しようとする場合におけるガス事業者への連絡に関する事項

ヘ 消費機器が第百八条に定める技術上の基準に適合するよううにするために採るべき措置及びその措置を採らなかつた場合に生ずべき結果に関する事項

ト 次号の表の上欄(1)のガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に必要があるとして経済産業大臣が定める事項

(新設)

チ・リ (略)

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要必要な事項

二 ガス事業者は、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するた

売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。

イ その供給するガスの使用者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあつては、一年に一回）以上前号イからニまで及びリ（の事項を記載した書面を配布する。

ロ その供給するガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。

消費機器の種類	周知の頻度	書面に記載する事項
(1) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ、ホ及びリ の事項
(2) (1)に掲げるものを除き、	ガスの使用の申込み	前号ハ及

め、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。

イ その供給区域又は供給地点のガスの使用者に対し、三年度ごとに一回（告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあつては毎年度一回）以上前号イからニまで及びヌの事項を記載した書面を配布する。ガスの使用の申込みを受け付けたときも同様とする。

ロ その供給区域又は供給地点のガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに下欄の事項を記載した書面を配布する。

消費機器の種類	周知の頻度	書面に記載する事項
(1) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上	前号ハ、ト及びヌ の事項
(2) (1)に掲げるものを除き、	ガスの使用の申込み	前号ハ及

<p>(3) 第二十条第一項第一号の表の上欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。）</p>	<p>屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの</p>	<p>込みを受け付けるとき及び一年に一回以上</p>	<p>びりの事項</p>
<p>(4) 第二十条第一項第一号の表の上欄イのガスふるがま（浴室内に設置された自然排気式のものであつてその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けるとき及び一年に一回以上</p>	<p>前号ハ、ヘ及びビの事項</p>	<p>前号ハ、ヘ及びビの事項</p>
<p>(5) (4)に掲げるものを除き、第二十条第一項第一号の表の上欄イのガスふるがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けるとき及び二年に一回以上</p>	<p>前号ハ及びビの事項</p>	<p>前号ハ及びビの事項</p>
<p>(6) 開放燃焼式のガストーブであつて燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けるとき及び一年に一回以上</p>	<p>前号ハ及びビの事項</p>	<p>前号ハ及びビの事項</p>

(削る)

<p>(3) 次条第一項第一号の表の上欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。）</p>	<p>屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの</p>	<p>込みを受け付けるとき及び毎年一度一回以上</p>	<p>び又の事項</p>
<p>(4) 次条第一項第一号の表の上欄イのガスふるがま（浴室内に設置された自然排気式のものであつてその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けるとき及び毎年一度一回以上</p>	<p>前号ハ及びビ又の事項</p>	<p>前号ハ及びビ又の事項</p>
<p>(5) (4)に掲げるものを除き、次条第一項第一号の表の上欄イのガスふるがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けるとき及び三年一度ごとに一回以上</p>	<p>前号ハ及びビ又の事項</p>	<p>前号ハ及びビ又の事項</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

ハ ガスメーターコックを閉止するときに、前号イ及びビホの

(削る)

ハ 建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されている消費機器については、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四年に一回以上前号ニ、ト及びチの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。

三 次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日(以下この号において「基準日」という。)前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該周知を行ったものとみなす。

イ 前号イ(建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。)又はロ(当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。)に規定する周知 二年

ロ 前号イ(建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。)又はロ(当該ロの表の上欄(1)から(4)まで及び(6)に掲げる消費機器に係る部分に限る。)に規定する周知 一年

ハ 前号ハに規定する周知 四年

四 ガス小売事業者は、第二号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒

事項を記載した書面を当該ガスメーターコックに取り付ける。ただし、当該ガスメーターコックの開栓の予定がないことが明らかな場合は、この限りでない。

ニ 法第四十条の二第三項の通知を行った消費機器を新たに使用しようとする者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたときに、前号への事項を記載した書面を配布する。

ホ その供給区域又は供給地点に設置されている消費機器であつて建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されているものについては、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四十月に一回以上前号ニ、チ及びリの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。

(新設)

三 ガス事業者は、前号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若し

布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給するガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。

2 | 五 | ガス小売事業者は、毎年度経過後三十日以内に、第二号及び前号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第八十七の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 | 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

一 | 一年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

二 | 一年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。

3 | 前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

くは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給区域又は供給地点のガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。

2 | 四 | ガス事業者は、毎年度経過後三十日以内に、前二号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第五十三の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 | 前項の規定にかかわらず、大口供給を行う場合であつて、次のいずれかに該当するときは周知を要しない。

一 | 当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であるとき。

二 | 当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、建物区分のうち工業用建物に供給するとき。

(新設)

(ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)

第百九十八条 ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一 電子メールを送信する方法であつて、ガスの使用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガスの使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2 | ガス小売事業者は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、ガスの使用者からの求めがあつたときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

1 | (ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得

第百九十九条 ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知

(新設)

(新設)

事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一 電子メールを送信する方法であつて、当該ガス小売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたガスの使用者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該ガスの使用に係る承諾に関する事項を記録する方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2 | 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 | 第一項の承諾を得たガス小売事業者は、当該相手方から書面等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(消費機器に関する調査)

第二百条 法第五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

消費機器の種類	調査の頻度	調査を行う事項
イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六條に規定する表示が付されているものその他	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上	1 屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、第二百二条第一号、第二号イ(1)から(4)まで及びロ(1)（イ(1)及び(4)に係る部分に限る。） 、第三号ハ、第五号、第六号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に関する事項 2 屋外に設置されている燃焼器に係るものであつてその排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分の有するものにあつては、第二百二条第七号イ及びロ（第二号イ(1)（屋内に設置さ

第七百七条 法第四十条の二第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について四十月に一回以上行うこと。ただし、経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

消費機器の種類	調査を行う事項
イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六條に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	1 屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、次条第一号、第二号イ(1)から(4)まで及びロ(1)（イ(1)及び(4)に係る部分に限る。） 、第三号ハ、第五号、第六号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に関する事項 2 屋外に設置されている燃焼器に係るものであつてその排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分の有するものにあつては、次条第七号イ及びロ（第二号イ(1)（屋内に設置されている部分に限る。）及び(4)に係る部分に限る。）並びにハ（第六号イ（屋内に設置されている部分に限る。） 、ハ及

<p>れと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認められたものを除く。 () 並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇</p>	<p>ロ (一) 建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 (二) 建物区分のうち特定地下室等に設置されている燃焼器</p>	<p>ハ 燃焼器</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けたとき</p>	<p>れている部分に限る。 () 及び(4)に係る部分に限る。() 並びにハ(第六号イ(屋内に設置されている部分に限る。))、ハ及びニに係る部分に限る。() に掲げる基準に関する事項</p>	<p>第二百二条第八号及び第九号に掲げる基準に関する事項</p>	<p>第二百二条第十一号に掲げる基準に関する事項</p>
<p>二 前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を経過した日(以下この号において「基準日」という。)前四月以内の期間に行った場合において、「基準日」という。)前四月以内の期間に行った場合において、基準日において当該調査を行ったものとみなす。</p> <p>三 第一号に規定する調査の結果、法第百五十九条第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、次の</p>							

<p>ロ (一) 建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 (二) 建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>びニに係る部分に限る。 () に掲げる基準に関する事項</p>	<p>次条第八号及び第九号に掲げる基準に関する事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>二 前号に規定する調査の結果、法第四十条の二第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、イ及び</p>					

イ及びロに掲げる措置を行わなければならない。

イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとつた場合は、この限りでない。

ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び当該通知に係る事項について第一号に規定する調査を行うこと。ただし、直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は、この限りでない。

四 経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

ロに掲げる措置を行わなければならない。

イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置を採つた場合は、この限りでない。

ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び調査を行うこと。ただし、前号に規定する調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であつてイのただし書に規定する場合に該当しないときは、この限りでない。

三 経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、大口供給を行う場合であつて、次のいずれかに該当するときは調査を要しない。

一 当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であるとき。

二 当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、建物区分のうち工業用建物に供給するとき。

3 前項本文の規定により調査を行わなかったガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

(新設)

第二百一条 ガス小売事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、当該ガス小売事業者が、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から、直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果（法第五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を含む。以下この条において同じ。）を提供されたときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。ただし、当該調査の結果の提供につき、消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

(新設)

2 前項の規定により調査を行わなかったガス小売事業者は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、同項の規定により提供された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

3 一般ガス導管事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、法第五十九条第四項の規定により通知された直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果を保存しているときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。

4 前項の規定により調査を行わなかった一般ガス導管事業者は、調査に係るガスの使用者と最終保障供給に関する契約を締結

している場合に限り、法第百五十九条第四項の規定により通知された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しななければならない。

(消費機器の技術上の基準)

第二百二条 法第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。

九 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。

十 燃焼器（屋外に設置するものを除く。）であつて次のイ、ロ又はハに該当するものには、自動ガス遮断装置（ガスの流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものをいう。）を適切に設け、又は告示で定める規格に適合するガス漏れ警報器を告示で定める方法により設けること。

イ 建物区分のうち超高層建物（住居の用に供される部分については、調理室に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）

(消費機器の技術上の基準)

第百八条 法第四十条の二第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。

九 燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。

十 燃焼器（屋外に設置するものを除く。）であつて次のイ、ロ又はハに該当するものには、自動ガス遮断装置（ガスの流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものをいう。）を適切に設け、又は告示で定める規格に適合するガス漏れ警報器を告示で定める方法により設けること。

イ 建物区分に定める超高層建物（住居の用に供される部分については、調理室に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）

ロ 建物区分のうち特定大規模建物（昭和六十年通商産業省告示第四百六十一号（ガスを使用する建物ごとの区分を定める件）第一条の表中第五号イからリまでに掲げる用途に供される部分に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）

ハ（略）

十一・十二（略）

第二百三条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、前条の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準とする。

2・3（略）

（消費機器に関する調査の結果の通知）

第二百四条 法第五十九条第四項の規定による通知は、同条第二項の調査を実施した日以後遅滞なく、調査の結果（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書面に、法第五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を添えて行うものとする。

2 法第五十九条第四項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項に定めるところにより、当該ガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この条において単に「ガス導管事業者」という。）の承諾を得て、前項の規

ロ 建物区分に定める特定大規模建物（昭和六十年十一月通商産業省告示第四百六十一号（ガスを使用する建物ごとの区分を定める件）の表中第五号イからリに掲げる用途に供される部分に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）

ハ（略）

十一・十二（略）

（特殊な設計による消費機器の設置）
第二百九条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、前条の規定によらないで消費機器を設置することができる。

2・3（略）

（新設）

一定により通知すべきものを電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該ガス小売事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 | ガス小売事業者は、前項の規定により通知しようとするときは、あらかじめ、ガス導管事業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 | ガス小売事業者は、第一項又は第二項の規定により、ガス導管事業者に対し、調査の結果を通知するに当たっては、当該調査の結果に加えて、ガス導管事業者が法第五十九条第五項の業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(帳簿)

第二百五条 法第五十九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査に係る消費機器の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所

二 四 (略)

五 調査の内容(ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。)

六 法第五十九条第三項の通知をしたときは、その年月日及び内容

七 (略)

八 法第五十九条第二項ただし書の規定により調査を行わなかつたときは、同項ただし書中の承諾を求めた年月日

2 法第五十九条第六項の帳簿は、調査に係るガスの使用者と

(帳簿)

第一百条 法第四十条の二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査に係る消費機器の所有者または占有者の氏名または名称および住所

二 四 (略)

五 調査の結果

六 法第四十条の二第三項の通知をしたときは、その年月日および内容

七 (略)

八 法第四十条の二第二項ただし書の規定により調査を行わなかつたときは、同項ただし書中の承諾を求めた年月日

2 法第四十条の二第五項の帳簿は、調査が次に実施されるまで

小売供給契約を締結している場合に限り、調査が次に実施されるまでの間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第二百六条 第八十三条の規定は、前条第二項の規定による保存をする場合に準用する。この場合において、第八十三条第一項中「法第二百一十一条」とあるのは、「法第五十九条第六項」と読み替えるものとする。

(保安業務規程)

第二百七条 法第六十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の保安業務規程は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について定めるものとする。

ガス小売事業者	
一	保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
二	保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。
三	保安業務監督者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
四	保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。
五	法第五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による

の間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第一百十条の二 第六十九条の二の規定は、前条第二項の規定による保存をする場合に準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「法第三十六条の十四」とあるのは、「法第四十条の二第五項」と読み替えるものとする。

(新設)

	一般ガス導管事業者
<p>六 災害その他非常の場合における関係者との連絡体制の確保、必要な情報の提供その他のガス小売事業者がとるべき措置（消費機器に直接に接続するガス工作物を維持し、及び運用する場合にあつては、通報の受理、出勤、安全の確保及び応急措置を含む。）に関すること。</p> <p>七 保安業務についての記録に関すること。</p> <p>八 保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、保安に関する必要な事項</p>	<p>一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。</p> <p>二 保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。</p> <p>三 保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務</p>

	<p>を代行する者に関すること。</p> <p>四 保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>五 法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項の規定による通知及び同条第六項の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。</p> <p>六 災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の一般ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。</p> <p>七 保安業務についての記録に関すること。</p> <p>八 保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項</p>
<p>特定ガス導管事業者</p>	<p>一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。</p> <p>二 保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。</p> <p>三 保安業務監督者が旅行、疾病そ</p>

	<p>の他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。</p> <p>四 保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>五 災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の特定ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。</p> <p>六 保安業務についての記録に関すること。</p> <p>七 保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第二百八条 法第六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十の保安業務規程届出書を提出しなければならない。

2| 法第六十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十一の保安業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（新設）

（報告の徴収）

(削る)

第百十一条 一般ガス事業者は、次の表第一号、第二号、第五号及び第七号、簡易ガス事業者は、同表第一号、第三号、第六号及び第七号、ガス導管事業者及び大口ガス事業者は、同表第四号、第五号及び第七号、準用事業者は、同表第八号について同表の上欄に掲げる事項を記載した同表の中欄に掲げる様式の報告書を同表の下欄に掲げる時期に提出しなければならない。

<p>一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに準拠して費用を算定する方法以外の方法により料金の設定等を行った選択約款に関する当該選択約款の料金種別ごとの収入実績及び当該選択約款で設定した料金を実施したことによつて新たに生じた費用</p>	<p>様式第五十四</p>	<p>当該選択約款を実施した年度から費用回収年数に係る最終年度までの毎事業年度経過後九十日以内</p>
<p>二 一般ガス事業者の毎年のガス事故</p>	<p>様式第五十五</p>	<p>当該年の翌年二月末日まで</p>
<p>三 簡易ガス事業者の毎年のガス事故</p>	<p>様式第五十六</p>	<p>当該年の翌年二月末日まで</p>
<p>四 ガス導管事業者等の毎年のガス事故</p>	<p>様式第五十七</p>	<p>当該年の翌年二月末日まで</p>

<p>五 毎年度末の一般ガス事業者等の 導管改修実施状況（ガス導管事業 者及び大口ガス事業者にあつては 、埋設されている導管のうち、腐 食劣化対策が必要なものに限る。 ）</p>	<p>様式第 五十八</p>	<p>当該年度の翌 年度六月末日 まで</p>
<p>六 毎年度末の簡易ガス事業者の導 管改修実施状況</p>	<p>様式第 五十九</p>	<p>当該年度の翌 年度六月末日 まで</p>
<p>七 毎年の消費機器の調査結果</p>	<p>様式第 六十</p>	<p>当該年の翌年 二月末日まで</p>
<p>八 ガス発生設備、ガスホルダー又 は主要な導管の設置又は変更（た だし、令第六条第三項に規定する 事業を行う者に関しては、その事 業に係るものを除く。）</p>	<p>様式第 六十一</p>	<p>当該設置又は 変更後二十日 以内</p>

2 | 前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

報告者の区分	報告事項	報告先
一 令第十三条の表第一号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者	前項の表中第七号に掲げる事項	経済産業大臣
二 令第十三条の表第一号に規定する一般ガス事業者	前項の表中第一号に掲げる事項 前項の表中第二号及び第五号に掲げる事項	供給区域を管轄する経済産業局長 ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三 簡易ガス事業者	前項の表中第八号に掲げる事項	供給地点を管轄する

<p>六 大口ガス事業者であつて、その事業の</p>		<p>五 令第十三条の表第十六号に規定するガス導管事業者</p>		<p>四 令第十三条の表第十六号に規定するガス導管事業者以外のガス導管事業者</p>			
<p>前項の表中第四号及び第五号に</p>	<p>前項の表中第七号に掲げる事項</p>	<p>前項の表中第四号及び第五号に掲げる事項</p>	<p>前項の表中第七号に掲げる事項</p>	<p>前項の表中第四号及び第五号に掲げる事項</p>	<p>前項の表中第七号に掲げる事項</p>	<p>前項の表中第三号及び第六号に掲げる事項</p>	<p>号に掲げる事項</p>
<p>経済産業大臣</p>	<p>消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>る経済産業局長</p>

(削る)

<p>用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの以外の大口ガス事業者</p>	<p>掲げる事項</p>	<p>消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>七 大口ガス事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの</p>	<p>前項の表中第四号及び第五号に掲げる事項</p>	<p>ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>八 準用事業者（ただし、令第六条第三項に規定する事業を行う者に関しては、その事業に係るものを除く。）</p>	<p>前項の表中第八号に掲げる事項</p>	<p>経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある工作物に係る事項については、その工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）</p>

第百十二条 ガス事業者は、ガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生し

たとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたものの（令第六条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	商法	
一 ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故	ガス事故速報（以下「速報」といふ。）及び「ガス事故詳報（以下「詳報」といふ。）	事故が発生した時	事故が発生した日から起算して四時以内	経済産業大臣及び当該事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」といふ。）
二 工事中のガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故		速やかに	速やかに	
三 ガスの供給に支障を及ぼした				

<p>五 ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故（第一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>報 速報及び詳</p>	<p>事 故 が 発 生 し た 時 か ら 二 十 四 時 間 以 内 可 能 な 限 り 速 や か に</p>	<p>事 故 が 発 生 し た 日 か ら 起 算 し て 三 十 日 以 内 </p>	<p>所 轄 産 業 保 安 監 督 部 長</p>
<p>六 工事中のガス工作物の欠陥、損壞若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故（第二号に掲げるものを除く。）</p>				
<p>七 供給支障事故であつて、供給支障戸数が三十五百未満の</p>				

<p>十 最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>八 製造支障事故であつて、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）</p> <p>九 最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第十号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>
<p>詳細</p>	
<p>事故が發生した日から起算して三十日以内</p>	
<p>所轄産業保安監督部長</p>	

<p>十二 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故又は供給支障事故であつて、経済産業大臣が指定するもの</p>	<p>十一 ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>
<p>速報及び詳細</p>	<p>速報及び詳細</p>
<p>経済産業大臣が指定する期限</p>	<p>経済産業大臣が指定する期限</p>
<p>経済産業大臣が指定する期限</p>	<p>経済産業大臣が指定する期限</p>
<p>経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長</p>	<p>所轄産業保安監督部長</p>

<p>十三 ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）</p>	<p>十四 消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故</p>	<p>十五 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事</p>
<p>詳報</p>	<p>速報及び詳報</p>	
<p>事故の発生を知らず、生じた時</p>	<p>事故の発生を知らず、生じた時</p>	<p>速や限り可能な内可間以四時二十から</p>
<p>事故が生じた日から起算して三十日以内</p>	<p>事故の発生を知らず、生じた日から起算して三十日以内</p>	<p>内日以三十して起算から</p>
<p>所轄産業保安監督部長</p>	<p>当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	

故（前号に掲げ
るものを除く）

かに

2

前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、フアクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

一 事故の発生の日時及び場所

二 事故の概要

三 事故の原因

四 応急措置

五 復旧対策

六 復旧予定日時

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号又は第十五号に掲げる事故に限る。）

3

第一項の規定による詳細は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあつては様式第六十九の報告書を、第十四号及び第十五号に掲げる事故にあつては様式第六十九の二の報告書を提出して行わなければならない。

（ガス事業者の公害防止等に関する報告）

第百十三条

ガス事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみ）にあるガス工作物に係る場合にあつては、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。ただし、法第三十六条の二第一項の規定による届出を必要とする工事に伴い変更する場合は、この限りでない。

（削る）

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当するガス工作物の使用の方法であつてばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）又はばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）又は煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合
- 二 大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当するガス発生器、鉱物用の堆積場、破碎機、摩碎機、ふるい、分級機又はベルトコンベアの構造又は使用若しくは管理の方法であつて一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の発生若しくは飛散の防止に係るものを変更する場合
- 三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される製造所又は供給所のガス工作物であつて、同法第二条第一項に規定する特定施設に該当するもの使用の方法を変更する場合（当該変更がガス工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）
- 2 | ガス事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、三十日以内（第一号に掲げる場合にあつては、ガス工作物がばい煙発生施設となつた日又は一般粉じん発生施設となつた日から三十日以内）に同表の下欄に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

<p>一 現に設置しているガス工作物がばい煙発生施設となつた場合においてばい煙を</p>	<p>当該ガス工作物の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法（一般粉</p>
----------------------------------------------	---------------------------------------------

<p>大氣中に排出する場合又は一般粉じん発生施設となつた場合</p>	<p>二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となつた場合</p>	<p>じん発生施設にあつては、管理の方法</p>
<p>三 前項第三号に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号に</p>	<p>特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法</p>	<p>特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法</p>

(特例措置)

第二百九条 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合は、同表の第三欄に掲げる事項について、同表の第四欄に掲げる者の承認を受けることができる。

<p>一 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者</p>	(略)	<p>法第三十三条第一項、法第六十九条第一項(法第八十条第一項において準用する場合を含む。) 又は法第百二条第一項の規定による検査前に、当該ガス工作物を使用すること</p>	(略)
-----------------------------------------------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------	-----

において「指定地域」という。
)となつた場合又は指定地域内に設置される製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となつた場合

3

ガス事業者は、第一項第一号及び第二号の施設(ガス発生器を除く。)を廃止した場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(特例措置)

第百十三条の二 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合は、同表の第三欄に掲げる事項について、同表の第四欄に掲げる者の承認を受けることができる。

<p>一 一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者</p>	(略)	<p>法第三十六条の二の二第一項(法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。)の規定による検査前に、当該ガス工作物を使用すること</p>	(略)
-----------------------------------	-----	--------------------------------------------------------------------------------	-----

<p>三 一般ガス事業者、ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者</p>	<p>二 一般ガス事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者</p>	<p>災害その他非常の場合において、第四十九条、第九十条（第三百三十条第一項において準用する場合を含む。</p>	<p>ガス工作物の使用の状況（計画を含む。）から第四十九条、第九十条（第三百三十条第一項において準用する場合を含む。）又は第六百六十四條に規定する告示に定める時期以外の時期に定期自主査を行うことが適当であるとき。</p>	<p>法第三十四条、法第七十一条（法第八十条第一項において準用する場合を含む。）又は法第一百四条の定期</p>	<p>法第三十四条、法第七十一条（法第八十条第一項において準用する場合を含む。）又は法第一百四条の定期自主検査を行う時期</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>と。</p>
---------------------------------------------	-----------------------------------------------	----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	------------	------------	-----------

<p>三 一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者</p>	<p>二 一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者</p>	<p>災害その他非常の場合において、第五十七条に規定する告示に定める時期に定期自主検査を行うことが著し</p>	<p>ガス工作物の使用の状況（計画を含む。）から第五十七条に規定する告示に定める時期以外の時期に定期自主検査を行うことが適当であるとき。</p>	<p>法第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）の定期自主</p>	<p>法第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）の定期自主検査を行う時期</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	------------	------------	--

(削る)	四 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者又は準用事業者	
(削る)	第二十六条第一項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任をしようとするとき。	(又は) 又は第百六十四条に規定する告示に定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であるとき。
(削る)	(略)	自主検査を行う時期
(削る)	(略)	

五 簡易ガス事業者	四 一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者又は準用事業者	
ガス工作物の一部が完成した場合であつたとき。	第三十三条第一項の表第一号及び第二号(第九十七条の八、第九十九条及び第一百零二条第二項において準用する場合を含む)に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任をしようとするとき。	く困難であるとき。
法第三十七条の七第二項において準用す	(略)	検査を行う時期
ガス工作物の設置の場所を管轄す	(略)	

第二百十條 前條の規定による承認であつて同條の表第一号に係るものを受けようとする者は、様式第九十二のガス工作物一部使用承認申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前條の規定による承認であつて同條の表第二号又は第三号に係るものを受けようとする者は、様式第九十三の定期自主検査時期変更承認申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前條の規定による承認であつて同條の表第四号に係るものを受けようとする者は、様式第九十四のガス主任技術者特例選任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 (削る)

4 ガス事業者は、前條の規定による承認であつて同條の表第四号に係るものを受けたガス主任技術者に代えて、当該ガス主任技術者が承認を受けた条件と同等の条件を満たす他のガス主任

て、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるとき。

る法第三十六條の二の二第一項の規定による検査前による、当該ガス工作物を使用すること。

る産業保安監督部長

第一百十三條の三 前條の規定による承認であつて同條の表第一号に係るものを受けようとする者は、様式第七十のガス工作物一部使用承認申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前條の規定による承認であつて同條の表第二号又は第三号に係るものを受けようとする者は、様式第七十一の定期自主検査時期変更承認申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前條の規定による承認であつて同條の表第四号に係るものを受けようとする者は、様式七十二のガス主任技術者特例選任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)

4 前條の規定による承認であつて同條の表第五号に係るものを受けようとする者は、様式第七十のガス工作物一部使用承認申請書を、産業保安監督部長に提出しなければならない。

5 一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者（以下この条において「一般ガス事業者等」という。）は、前條の規定による承認であつて同條の表第四号に係るものを受けたガス

技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第九十五の特例選任ガス主任技術者引継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

6 ガス事業者が、第四項の規定による届出をしたときは、前条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けたものとみなす。

(証票)

第二百十一条 法第七十二条第四項に規定する証票は、様式第九十六によるものとする。

2 法第七十二条第八項に規定する証票は、様式第九十七によるものとする。

(削る)

主任技術者に代えて、当該ガス主任技術者が承認を受けた条件と同等の条件を満たす他のガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十三の特例選任ガス主任技術者引継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

7 一般ガス事業者等が、第五項の規定による届出をしたときは、前条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けたものとみなす。

(証票)

第一百四十四条 法第四十七条第四項に規定する証票は、様式第七十四によるものとする。

2 法第四十七条第八項に規定する証票は、様式第七十五によるものとする。

(公聴会)

第一百五十五条 経済産業大臣又は経済産業局長は、法第四十八条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 公聴会は、経済産業大臣もしくは経済産業局長またはその指名する職員が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣（経済産業局長が開こうとする公聴会に係る場合は、その公聴会を開こうとする経済産業局長）に届け出なければならない。

4 経済産業大臣または経済産業局長は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣または経済産業局長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者または前項の規定により公聴会に出席を求められた者は、意見を述べることができない。

7 第四項の規定による指定を受けた者または第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲をこえて発言するとき、または公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、もしくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、または退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の期日または場所を変更したときは、その期日および場所を第四項の規定による指定を受けた者および第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(聴聞)

第百十六条 (略)

2 前条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

(聴聞)

第二百十二条 (略)

2 経済産業大臣又は経済産業局長は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定し

た者に対しその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第二百十三条 法第百八十四条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣、経済産業局長若しくは産業保安監督部長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2| 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

3| (略)

4| 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5| 経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6| 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定による意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができな

(意見の聴取)

第百七十七条 法第五十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣、経済産業局長若しくは産業保安監督部長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

(新設)

2| 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣(経済産業局長又は産業保安監督部長が開こうとする意見聴取会に係る場合は、その意見聴取会を開こうとする経済産業局長又は産業保安監督部長)に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

3| 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第七項において準用する第百十五条第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び第七項において準用する同条第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述

7| 9| (略)

10| 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11| 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならぬ。

(削る)

(適合性検査の申請)

第二百十四条 法第八十六条第一項の規定による申請をしようとする者は様式第九十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第二百十五条 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業

べることができない。

4| 6| (略)

(新設)

(新設)

7 第一百五十四条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに前条第一項の規定は、意見聴取会に準用する。

(適合性検査の申請)

第一百七十七条の二 法第五十一条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第七十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第一百八条 都道府県知事は、法第四十六条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十二条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十六条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十二条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局

局長を經由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、**法第七十二条第**

一項の規定により立入検査をさせたときは、**令第十四条第二項**の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、**様式第九十九**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、その職員に、**法第七十二条第一項**の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、**様式第九十九**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3 市長は、その職員に、**法第七十二条第一項**の規定により立入検査をさせたときは、**令第十四条第二項**の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、**様式第九十九**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4 市長は、その職員に、**法第七十二条第一項**の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、**様式第九十九**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経

長を經由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第一百九条 都道府県知事は、その職員に、**法第四十七条第一項**

の規定により立入検査をさせたときは、**令第十二条第二項**の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、**様式第七十七**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、その職員に、**法第四十七条第一項**の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、**様式第七十七**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3 市長は、その職員に、**法第四十七条第一項**の規定により立入検査をさせたときは、**令第十二条第二項**の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、**様式第七十七**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4 市長は、その職員に、**法第四十七条第一項**の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、**様式第七十七**による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する

済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第二百十八條 第六十五條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十九條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百三十九條及び第三百四十四條の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額を含めた料金の表示をしようとするとき及び消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第二百二十條 都道府県知事は、法第四十七條の二第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十二條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十七條の二第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十二條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第二百二十一條 第十九條、第十九條の三、第十九條の三の三、第十九條の三の四、第十九條の五、第二十條、第二十二條の二、第二十二條の四、第二十二條の六、第二十三條第二項、第八十六條、第八十六條の三、第八十六條の三の三、第八十六條の五及び第八十七條の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額を含めた料金の表示をしようとするとき及び消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

(申請書等の提出部数等)

第二百十九条 ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。ただし、法第三十五条の許可の申請に係る書類については、正本一通及び写し一通を提出することとする。

2 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に一部提出しなければならない。

一 法第三十五条の許可の申請	供給区域を管轄する経済産業局長
二 法第三十八条第二項第四号の事項の変更に係る第四十条第一項の許可の申請	
三 法第三十八条第二項第五号の事項の変更に係る第四十一条第一項の届出	
四 法第四十一条第二項の届出	
五 法第四十二条第一項又は第二項の認可の申請	
六 法第四十四条第一項の許可又は第二項の認可の申請	
七 法第四十八条第一項の認可の申請	
八 法第四十八条第六項の届出	
九 法第四十八条第九項の届出	
十 法第五十六条第一項又は第二項の届出	

(新設)

十二 法第六十八条第一項、第二項、第七項又は第八項の届出	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
------------------------------	--------------------------

3 経済産業局長及び産業保安監督部長に対し法第六十八条第二項後段の裁定の申請をしようとする者は、その申請に係る書類を植物の所在地を管轄する経済産業局長に提出することとする。

別表第一 (第三十九条、第四十条、第四十三条、第九十七条、第九十八条、第一百一条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十七条関係)

工事の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一 製造所(電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。)の設置の工事	(略)	(略)
二 五 (略)	(略)	(略)
六 導管(電気事業法が適用されるものを除く。)の工事	(略)	(略)
七・八 (略)	(略)	(略)

別表第一 (第四十六条、第四十七条、第五十条関係)

工事の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一 製造所の設置の工事	(略)	(略)
二 五 (略)	(略)	(略)
六 導管の工事	(略)	(略)
七・八 (略)	(略)	(略)

別表第二(第四十条、第九十八条、第百五十四条関係)

製造所(電気事業法が適用されるガス工 作物に係るも のを除く。以 下この表にお いて同じ。)一 ～五 (略) 六 特定ガス 工作物 (一) 令第一 条に規定する 容器 (二) (略)	種類 ガス工作物の 記載すべき事項	一般 記載 事項 設備別記載事項(届出に係る工事の内容に関するものに限る。)	添付書類(届出に係る工事の内容に関するものに限る。)
	(略)	(略)	(略)

別表第二(第四十七条関係)

製造所 (一) 令第一 条に規定する 容器 (二) (略)	種類 ガス工作物の 記載すべき事項	一般 記載 事項 設備別記載事項(届出に係る工事の内容に関するものに限る。)	添付書類(届出に係る工事の内容に関するものに限る。)
	(略)	(略)	(略)

(削る)

別表第四 (第七十八条、第九十五条関係)	
工事の種類	使用前検査を要するもの
一 特定製造所の設置の工事	設置
二 特定製造所の変更の工事	ないもの
二 集合装置	(2) 基礎に関する説明書 (3) 強度計算書 (4) 安全弁の構造図および吹出量計算書
三 気化装置	1 構造図 2 原料液の流出防止措置に関する説明書
四 調整装置	構造図
五 特定ガス発生設備の設置場の屋根または障壁	構造図
	(3) 安全弁の種類、主要寸法、材料、個数および取付箇所 (4) 耐圧部分の構造
	1 種類および能力 2 主要寸法および材料
	1 型式および能力 2 主要寸法 3 安全弁の種類および取付箇所 4 耐圧部分の構造
	1 型式および能力 2 主要寸法および材料 (屋根にあつては、材料に限る。)
	1 型式および能力 2 切換方式 3 主要寸法および材料

(一) 特定製

造設備の設

置の工事

(二) 特定製

造設備の設

置の工事以

外の変更の

工事であつ

て、次の設

備に係るも

1 令第一

条に規定

する容器

設置

2 1

設置

改造であつて、

次に掲げるもの

(1) 最高使用圧力

の変更を伴うも

の(変更後の最

高使用圧力が高

圧または中圧と

なるものおよび

液化ガス用容器

に係るものに限

る。)

(2) 耐圧部分およ

び液化ガスを貯

蔵する部分の強

度に影響を及ぼ

すもの

4 | 調整装

3 | 気化装

2 | 集合装

1 | 設置

(3) | もの
安全弁に係る
ものを除く。

(2) | 耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの（液化ガス用配管に係るもの）

(1) | 次に掲げるもの
型式の変更を伴うもの

2 | 改造であつて、

1 | 設置

3 | 位置の変更

(2) | 伴うもの
種類の変更を伴うもの

(1) | 次に掲げるもの
能力の変更を伴うもの

2 | 改造であつて、

1 | 設置

3 | 位置の変更

るもの
器の安全弁に係るものは液化ガス用容器の中圧の容器または中圧もしくは

(3) | 最高使用圧力が高圧もしくは

調整能力の変更を

壁	また は障 場の 屋根 備の 設置	5 特定 ガ ス 発生 設	置
2 位置 の変 更	1 構造 の変 更を 伴 う 改 造 (下 欄に 掲 げ る も の を 除 く。)	2 型 式 の 変 更 で あ る 切 換 方 式 の 変 更 を 伴 う 改 造	2 型 式 の 変 更 で あ る 切 換 方 式 の 変 更 を 伴 う 改 造
2 廃 止	1 換 気 孔 の 増 設		伴 う 改 造

改正案	現行
<p>（販売等に係る例外の届出等）</p> <p>第二条 法第百三十八条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。</p> <p>2 法第百三十八条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（ガス用品の区分）</p> <p>第三条 法第百四十条の経済産業省令で定めるガス用品の区分は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（事業の届出）</p> <p>第四条 法第百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつては、その事業場を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>（販売等に係る例外の届出等）</p> <p>第二条 法第三十九条の三第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。</p> <p>2 法第三十九条の三第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（ガス用品の区分）</p> <p>第三条 法第三十九条の五の経済産業省令で定めるガス用品の区分は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（事業の届出）</p> <p>第四条 法第三十九条の五の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつては、その事業場を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。</p>

(型式の区分)

第五条 法第百四十条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごと一に一の型式の区分とする。

(承継の届出)

第六条 法第百四十一条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第百四十一条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面

二 法第百四十一条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

三 法第百四十一条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

四 法第百四十一条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

(型式の区分)

第五条 法第三十九条の五第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごと一に一の型式の区分とする。

(承継の届出)

第六条 法第三十九条の六第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第三十九条の六第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面

二 法第三十九条の六第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

三 法第三十九条の六第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

四 法第三十九条の六第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第百四十一条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書

(変更の届出)

第七条 法第百四十二条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第百四十二条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

(廃止の届出)

第九条 法第百四十三条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(情報の提供)

第十条 法第百四十四条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(技術上の基準)

第十一条 法第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三に掲げるとおりとする。

五 法第三十九条の六第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書

(変更の届出)

第七条 法第三十九条の七の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第三十九条の七ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

(廃止の届出)

第九条 法第三十九条の八の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(情報の提供)

第十条 法第三十九条の九の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(技術上の基準)

第十一条 法第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三に掲げるとおりとする。

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十二条 法第百四十五条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第百四十五条第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガス用品の製造、輸入又は販売」とあるのは、「一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入」と読み替えるものとする。

(検査の方式等)

第十三条 法第百四十五条第二項の規定により届出事業者は、その製造又は輸入に係るガス用品(同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。)について、別表第三の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第百四十五条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 六 (略)

3 法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十四条 法第百四十五条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法)をいう。第三十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十二条 法第三十九条の十第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第三十九条の十第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガス用品の製造、輸入又は販売」とあるのは、「一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入」と読み替えるものとする。

(検査の方式等)

第十三条 法第三十九条の十第二項の規定により届出事業者は、その製造又は輸入に係るガス用品(同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。)について、別表第三の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第三十九条の十第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 六 (略)

3 法第三十九条の十第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十四条 法第三十九条の十第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法)をいう。第三十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(証明書と同等なもの)

第十五条 法第百四十六条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特定ガス用品の型式について、他の届出事業者が国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関から交付を受けた法第百四十六条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定ガス用品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面

二 (略)

(法第百四十六条第一項第二号の経済産業省令で定めるもの)

第十六条 法第百四十六条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十七条 法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第百四十六条第一項第一号に掲げるもの 特定ガス用品について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するため

2・3 (略)

(証明書と同等なもの)

第十五条 法第三十九条の十一第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特定ガス用品の型式について、他の届出事業者が国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関から交付を受けた法第三十九条の十一第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定ガス用品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面

二 (略)

(法第三十九条の十一第一項第二号の経済産業省令で定めるもの)

第十六条 法第三十九条の十一第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十七条 法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十九条の十一第一項第一号に掲げるもの 特定ガス用品について、第十一条の技術上の基準への適合を確認する

に適切と認められる方法

二 法第百四十六条第二号に掲げるもの 試験用の特定ガス用品について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める基準)

第十八条 法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(証明書の記載事項)

第十九条 法第百四十六条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 特定ガス用品の製造番号及び製造期間(法第百四十六条第一項第一号に係る検査に係るものに限る。)

五・六 (略)

七 法第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める基準(法第百四十六条第一項第二号に係る検査に係るものに限る。)

八 (略)

(表示)

第二十条 法第百四十七条の規定によりガス用品に表示を付する

ために適切と認められる方法

二 法第三十九条の十一第二号に掲げるもの 試験用の特定ガス用品について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める基準)

第十八条 法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(証明書の記載事項)

第十九条 法第三十九条の十一第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 特定ガス用品の製造番号及び製造期間(法第三十九条の十一第一項第一号に係る検査に係るものに限る。)

五・六 (略)

七 法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第三十九条の十一第二項の経済産業省令で定める基準(法第三十九条の十一第一項第二号に係る検査に係るものに限る。)

八 (略)

(表示)

第二十条 法第三十九条の十二の規定によりガス用品に表示を付

場合は、ガス用品の機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により次の表示を示さなければならない。

一・二 (略)

(登録の区分)

第二十一条 法第五十条第一項の経済産業省令で定める特定ガス用品の区分は、次の各号に掲げる特定ガス用品の区分によるものとする。

一〜四 (略)

(登録の申請)

第二十二条 法第五十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者が法第五十一条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

三 申請者が法第五十二条において準用する法第二百二十四条各号の規定に該当しないことを説明した書面

(登録の更新の手續)

第二十五条 法第五十二条において準用する法第二百二十六条第一項の規定により、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

(事業所の変更の届出)

第二十六条 国内登録ガス用品検査機関は、法第五十三条第二

する場合は、ガス用品の機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により次の表示を示さなければならない。

一・二 (略)

(登録の区分)

第二十一条 法第三十九条の十四の二第一項の経済産業省令で定める特定ガス用品の区分は、次の各号に掲げる特定ガス用品の区分によるものとする。

一〜四 (略)

(登録の申請)

第二十二条 法第三十九条の十四の二第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 申請者が法第三十九条の十四の三第一項各号の規定に適合することを説明した書類

三 申請者が法第三十九条の十四の四において準用する法第三十六条の十七各号の規定に該当しないことを説明した書面

(登録の更新の手續)

第二十五条 法第三十九条の十四の四において準用する法第三十六条の十九第一項の規定により、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

(事業所の変更の届出)

第二十六条 国内登録ガス用品検査機関は、法第三十九条の十五

項において準用する法第百二十八条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第二十七条 国内登録ガス用品検査機関は、法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第十四による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜十 (略)

(業務の休止)

第二十八条 国内登録ガス用品検査機関は、法第百五十三条第二項において準用する法第百三十条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第二十八条の二 法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する

第二項において準用する法第三十六条の二十一の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第二十七条 国内登録ガス用品検査機関は、法第三十九条の第十五第二項において準用する法第三十六条の二十二第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第十四による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十二第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十二第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜十 (略)

(業務の休止)

第二十八条 国内登録ガス用品検査機関は、法第三十九条の第十五第二項において準用する法第三十六条の二十三の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第二十八条の二 法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十三の二第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映

方法とする。

2 法第五十三條第二項において準用する法第三十一條第二項第四号の經濟産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録ガス用品検査機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(帳簿)

第二十九條 法第五十三條第二項において準用する法第三十條の經濟産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十條第二号の經濟産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

2 国内登録ガス用品検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定ガス用品ごと及び法第四十六條第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 国内登録ガス用品検査機関は、法第五十三條第二項において準用する法第三十五條の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第三十條 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十三條第二項において準用

像面に表示する方法とする。

2 法第三十九條の十五第二項において準用する法第三十六條の二十三の二第二項第四号の經濟産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録ガス用品検査機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(帳簿)

第二十九條 法第三十九條の十五第二項において準用する法第三十六條の二十七の經濟産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三十條の五第二号の經濟産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

2 国内登録ガス用品検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定ガス用品ごと及び法第三十九條の十一第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 国内登録ガス用品検査機関は、法第三十九條の十五第二項において準用する法第三十六條の二十七の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第三十條 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九條の十五第二項において

する法第百三十五条の帳簿の保存に代えることができる。

2 (略)

(国内登録ガス用品検査機関に係る規定の準用)

第三十二条 第二十六条から第三十条までの規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第二十六条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十八条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十八条」と、第二十七条第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」と、同条第三項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第二項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第二項」と、第二十八条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十条」と、第二十八条の二第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一号」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十一号」と、同条第二項中「法第百五十三号」とあるのは「法第百五十五号第二項において準用する法第百五十三号」と、同条第二項中「法第百五十三号第二項において準用する法第百三十一号第二項第四号」とあるのは「法第百五十五号第二項において準用する法第百三十一号第二項第四号」と、第二十九条及び第三十条中「法第百五十三号第二項において準用する法第百三十五号」とあるのは「法第百五十五号第二項において準用する法第百三十五号」と読

準用する法第百三十六条の二十七の帳簿の保存に代えることができる。

2 (略)

(国内登録ガス用品検査機関に係る規定の準用)

第三十二条 第二十六条から第三十条までの規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第二十六条中「法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十一」とあるのは「法第三十九条の十六第二項において準用する法第三十六条の二十一」と、第二十七条中「法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十一」とあるのは「法第三十九条の十六第二項において準用する法第三十六条の二十一」とあるのは「法第三十九条の十六第二項において準用する法第三十六条の二十一」と、第二十八条中「法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十三」とあるのは「法第三十九条の十六第二項において準用する法第三十六条の二十三」と、第二十九条及び第三十条中「法第三十九条の十五第二項において準用する法第三十六条の二十七」とあるのは「法第三十九条の十六第二項において準用する法第三十六条の二十七」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

(旅費の額)

第三十三条 ガス事業法施行令第十二条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(適合性検査についての申請)

第三十六条 法第百八十六条第四項において準用する同条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第百八十六条第五項において準用する同条第一項の規定による申請に準用する。

(旅費の額)

第三十三条 ガス事業法施行令第十条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(適合性検査についての申請)

第三十六条 法第五十一条の二第四項において準用する同条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十一条の二第五項において準用する同条第一項の規定による申請に準用する。

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）

【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（監督の方法）</p> <p>第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第一百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。</u></p> <p>（申請書及び添付書類）</p> <p>第三条の三 前条の申請は、様式第一による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第四条第一項第一号の指定後三年間の同号に規定する講習（以下「資格講習」という。）に係る業務（以下「資格講習業務」という。）の実施に関する計画書</p> <p>七・八 （略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第三条の四 （略）</p>	<p>（監督の方法）</p> <p>第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第四十条の二第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。</u></p> <p>（申請書及び添付書類）</p> <p>第三条の三 前条の申請は、様式第一による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第四条第一項第一号の指定後三年間の同条第一項第一号に規定する講習（以下「資格講習」という。）に係る業務（以下「資格講習業務」という。）の実施に関する計画書</p> <p>七・八 （略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第三条の四 （略）</p>

2 指定は、指定資格講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 (略)

四 指定の期限

3 (略)

(承継)

第三条の七 指定資格講習機関が当該指定に係る事業（以下「指定資格講習事業」という。）の全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について合併若しくは分割（指定資格講習事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を承継した法人は、指定資格講習機関の地位を承継する。ただし、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を承継した法人が第三条の四第一項第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(資格講習実施の義務)

第四条 指定資格講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により資格講習を行わなければならない。

一 (略)

二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

2 指定は、指定資格講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 (略)

(新設)

3 (略)

(承継)

第三条の七 指定資格講習機関が当該指定に係る事業（以下「指定資格講習事業」という。）の全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について合併若しくは分割（指定資格講習事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を承継した法人は、指定資格講習機関の地位を承継する。ただし、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を承継した法人が第三条の四第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(資格講習実施の義務)

第四条 指定資格講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により資格講習を行わなければならない。

一 (略)

二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	ガスに関する基礎知識	範囲	一 ガスの種類及び物性 二 ガスの燃焼理論	講師	一 (略) 二 ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けている者であること。 三・四 (略)	時間	二時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表において、資格講習の範囲は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に掲げるボイラーに関する知識を含まないものとする。

三十一 (略)
25 (略)

(指定資格講習事業の廃止)

第四条の三 指定資格講習機関は、指定資格講習事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第七による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第四条の七 経済産業大臣は、指定資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定

科目	ガスに関する基礎知識	範囲	一 ガスの種類及び物性 二 ガスの燃焼理論	講師	一 (略) 二 ガス事業法第三十二条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けている者であること。 三・四 (略)	時間	二時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表において、資格講習の範囲は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に掲げるボイラーに関する知識を含まないものとする。

三十一 (略)
25 (略)

(指定資格講習事業の廃止)

第四条の三 指定資格講習機関は、指定資格講習事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第四条の七 経済産業大臣は、指定資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定

めて指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一・二 (略)
- 三 第三条の五、第三条の七第二項、第四条の二第一項又は第四条の四第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四条の五第一項若しくは第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五〇八 (略)

(公示等)

第五条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第四条第一項 第一号の指定をしたとき。</p>	<p>一〇三 (略) 四 指定の期限</p>
<p>第三条の五の規定による届出があつたとき(代表者の氏名の変更のみの届出の場合は除く)。</p>	<p>一〇三 (略)</p>
<p>第三条の六第一項の規定による更新をしたとき</p>	<p>一 指定の更新年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>

めて指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一・二 (略)
- 三 第三条の五、第三条の七第二項、第四条の二第一項、第四条の三又は第四条の四第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四条の五第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五〇八 (略)

(公示等)

第五条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第四条第一項 第一号の指定をしたとき。</p>	<p>一〇三 (略) (新設)</p>
<p>第三条の五の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一〇三 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

イ・ロ (略)

ハ ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けていること。

ニ (略)

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。)第二十五条第三項に定める条件に適合していること。

二 (略)

(認定講習の準用等)

第八条の三 第三条の三から第三条の六までの規定は第六条第一号の指定を受けた者(以下「指定認定講習機関」という。)の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定認定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「第六条第一号」と、「資格講習」とあるのは「認定講習」と、「資格講習業務」とあるのは「認定講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定認定講習事業」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定認定講習事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは「第八条の二」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定認定講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の二」と、第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の二」と、第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の二」と、第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「認定講習

イ・ロ (略)

ハ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十二条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けていること。

ニ (略)

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法律施行規則」という。)第三項に定める条件に適合していること。

二 (略)

(認定講習の準用等)

第八条の三 第三条の三から第三条の六までの規定は第六条第一号の指定を受けた者(以下「指定認定講習機関」という。)の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定認定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「第六条第一号」と、「資格講習」とあるのは「認定講習」と、「資格講習業務」とあるのは「認定講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定認定講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定認定講習機関の当該指定に係る事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは「第八条の二」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定認定講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の二」と、第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の二」と、第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の二」と、第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「様式第四の二」と、

業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の二」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の二」と、第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の二」と、第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「認定講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の二」と、第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の二」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の二」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「認定講習修了者名簿」と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは「認定講習受講者」と、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第八条の四第三項」と読み替えるものとする。

(再講習の準用等)

第十条の二 第三条の三から第三条の六までの規定は法第四条第二項の指定を受けた者(以下「指定再講習機関」という。)の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定再講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「法第四条第二項」と、「資格講習」とあるのは「再講習」と、「資格講習業務」とあるのは「再講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定再講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定再講習事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは「第十条」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の三」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定再講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の三」と、第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の三」と、第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の三」と、第四条の二

とあるのは「認定講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の二」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の二」と、第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の二」と、第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「認定講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の二」と、第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の二」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の二」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「認定講習修了者名簿」と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは「認定講習受講者」と読み替えるものとする。

(再講習の準用等)

第十条の二 第三条の三から第三条の六までの規定は法第四条第二項の指定を受けた者(以下「指定再講習機関」という。)の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定再講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「法第四条第二項」と、「資格講習」とあるのは「再講習」と、「資格講習業務」とあるのは「再講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定再講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定再講習機関の当該指定に係る事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは「第十条」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の三」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定再講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の三」と、第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の三」と、第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四

中「資格講習業務規程」とあるのは「再講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の三」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の三」と、第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の三」と、第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「再講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の三」と、第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の三」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の三」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「再講習受講者名簿」と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは「再講習受講者」と、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第十条の三第四項」と読み替えるものとする。

の三」と、第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「再講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の三」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の三」と、「様式第七」とあるのは「様式第七の三」と、第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「再講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の三」と、第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の三」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の三」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「再講習受講者名簿」と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは「再講習受講者」と、第四条の七第二項中「第四条第三項」とあるのは「第十条の三第四項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(適用除外) 第二条 (略) 2 5 4 (略) 5 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）が適用されるガス工作物については、この省令の規定を適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>(ガス製造事業の届出に伴う措置) 第二十四条の二 高压ガス保安法の規定に基づき設置された液化ガス貯蔵設備等は、ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出があつたときに、この省令で定める技術上の基準に適合しているものとみなす。</p> <p>(ガス遮断装置等) 第四十九条 (略) 2 (略) 3 ガスの使用場所である次に掲げる建物にガスを供給する導管には、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる適切な装置を適切な場所に設けなければならない。 一・二 (略) 三 最高使用圧力が低圧である内径七十ミリメートル（液化石油ガスを原料として発生させ、その成分に変更を加えることなく供給するガスを通ずるものにあつては、四十五ミリメートル）以上の導管でガスを供給する建物（前二号に掲げるも</p>	<p>(適用除外) 第二条 (略) 2 5 4 (略) (新設) (新設) (ガス遮断装置等) 第四十九条 (略) 2 (略) 3 ガスの使用場所である次に掲げる建物にガスを供給する導管には、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる適切な装置を適切な場所に設けなければならない。 一・二 (略) 三 最高使用圧力が低圧である内径七十ミリメートル（液化石油ガスを原料として発生させ、その成分に変更を加えることなく供給するガスを通ずるもの（ただし、法第二条第十三項に定めるところにより一般ガス事業とみなされる簡易ガス事</p>

のを除く。)

456 (略)

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

導管の種類	検査の頻度
(1) 最高使用圧力が高圧のもの	埋設の日以後一年に一回以上
(2) 告示で定める導管(以下「特定管理管」という。)であつてガス(五C、L一、L二又はL三のガスグループ(ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)別表三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる五C、L一、L二又はL三のガスグループをいう。以下同じ。)に属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。)を通ずる	埋設の日以後一年に一回以上

業に係るものを除く。)にあつては、四十五ミリメートル以上の導管でガスを供給する建物(前二号に掲げるものを除く。)

456 (略)

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

導管の種類	検査の頻度
(1) 最高使用圧力が高圧のもの	埋設の日以後十四月に一回以上
(2) 告示で定める導管(以下「特定管理管」という。)であつてガス(五C、L一、L二又はL三のガスグループ(ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)別表三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる五C、L一、L二又はL三のガスグループをいう。以下同じ。)に属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。)を通ずる	埋設の日以後十二月に一回以上

<p>もの（第四十七条に定める措置（当該部分にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）その他当該導管からのガスの漏えいを防止するための適切な措置（以下本条において単に「措置」という。）が講じられたもの及び(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>
<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>
<p>ガス工作物の部分</p> <p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p> <p>(2) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p>	<p>検査の頻度</p> <p>埋設の日以後六年に一回以上</p> <p>埋設の日以後一年に一回以上</p>
<p>(3) (1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>

<p>もの（第四十七条に定める措置（当該部分にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）その他当該導管からのガスの漏えいを防止するための適切な措置（以下本条において単に「措置」という。）が講じられたもの及び(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>
<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>
<p>ガス工作物の部分</p> <p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p> <p>(2) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p>	<p>検査の頻度</p> <p>埋設の日以後七十六月に一回以上</p> <p>埋設の日以後十二月に一回以上</p>
<p>(3) (1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

ガス工作物の部分	検査の頻度
(1) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）	埋設の日以後一年に一回以上
(2) (1)に掲げる部分以外の部分	埋設の日以後一年に一回以上

4 第一項から前項までに規定する検査を、前回の検査の日から次に掲げる期間を経過した日前四月以内の期間に行つた場合に於ては、当該日において当該検査を行つたものとみなす。

一 第一項の表(1)若しくは(2)、第二項の表(2)又は前項の表に規定する検査 一年

二 第二項の表(1)に規定する検査 六年

三 第一項の表(3)、第二項の表(3)に規定する検査 四年

(危険標識)

第五十二条の二 特定ガス発生設備により発生させたガスを供給するための導管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

ガス工作物の部分	検査の頻度
(1) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）	埋設の日以後十二月に一回以上
(2) (1)に掲げる部分以外の部分	埋設の日以後十四月に一回以上

(新設)

(新設)

危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所当該導管により供給するガスの種類、当該導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

○ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令（平成十三年通商産業省令第百十九号）【第五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>ガス事業法第二十九条第三項に規定する経済産業大臣が指定する者を定める省令</p>		<p>ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令</p>	
<p>名称 財団法人日本ガス機器検査協会（昭和四十二年九月十三日に財団法人日本ガス機器検査協会という名称で設立された法人をいう。）</p>	<p>主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目四番十号</p>	<p>名称 財団法人日本ガス機器検査協会（昭和四十二年九月十三日に財団法人日本ガス機器検査協会という名称で設立された法人をいう。）</p>	<p>主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目四番十号</p>

○経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）【第六条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第一 （第三条関係）</p>	<p>別表第一 （第三条関係）</p>
<p>法令名 （略）</p>	<p>法令名 （略）</p>
<p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</p>	<p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第四 （第八条関係）</p>	<p>別表第四 （第八条関係）</p>
<p>法令名 （略）</p>	<p>法令名 （略）</p>
<p>ガス事業法</p>	<p>ガス事業法</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第五 （第十条関係）</p>	<p>別表第五 （第十条関係）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>規定</p>	<p>規定</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	ガス事業法	法令名
(略)	第三百三十一条第二項 (第二百五十三條第二 項及び第二百五十五條 第二項において準用 する場合を含む。)	規定

(略)	ガス事業法	法令名
(略)	第三十六條の二十三 の第二項(第三十 九條の十五第二項及 び第三十九條の十六 第二項において準用 する場合を含む。)	規定